

平成 25 年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

鳴門教育大学

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	20
基準6 学習成果	35
基準7 施設・設備及び学生支援	38
基準8 教育の内部質保証システム	44
基準9 財務基盤及び管理運営	48
基準10 教育情報等の公表	54
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60



## 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
26年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

飯野正子	津田塾大学名誉教授・前学長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学学長
尾池和夫	京都造形芸術大学学長
大塚雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター長
荻上紘一	大妻女子大学学長
梶谷誠	電気通信大学学長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
金川克子	前 神戸市看護大学学長
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	前 新潟大学学長
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○ 佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構教授
中島恭一	富山国際大学学長
ハス エーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎ 吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

萩 上 紘 一	大妻女子大学長
梶 谷 誠	電気通信大学長
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
◎ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

○ 稲 垣 卓	福山市立大学長
○ 岡 本 靖 正	元 東京学芸大学長
栗 原 裕	大妻女子大学副学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
長 谷 高 史	愛知県立芸術大学名誉教授
野 口 裕 二	東京学芸大学副学長
○ 村 田 隆 紀	元 京都教育大学長
◎ 矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
湯 川 嘉津美	上智大学教授
渡 邊 健 二	東京芸術大学理事

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 梅 田 源 一	公認会計士、税理士
梶 谷 誠	電気通信大学長
○ 佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
宮 直 仁	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

鳴門教育大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教育面、研究面で評価の高い教員を表彰する優秀教員表彰制度を導入し、教員の活動意欲を高める取組を進めている。
- 教員の教育・研究活動等について、毎年、教員自身による自己評価と学長による評価の検証を実施し、その結果を教員の教育研究活動費の配分及び給与等に反映している。
- 予防教育科学センター、小学校英語教育センター及び教員教育国際協力センターを設置して、学校教育に対する社会的ニーズに応える授業科目を学部及び大学院に提供している。
- 修士課程において、3年間で修士の学位と幼稚園、小学校、中学校の教員免許状のいずれかが取得できる学校教員養成プログラムを設け、学生のニーズに応じている。プログラム在籍者に対しては、長期履修学生支援センターを設置し、きめ細かい就学支援を行っている。
- 児童図書室を設け、学生ボランティアが中心となって季節行事や、絵本の読み聞かせなど、子育て支援や地域貢献活動に取り組み、活動が評価されて第42回「学校図書館賞奨励賞」（全国学校図書館協議会）を平成24年度に受賞している。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

新構想の教員養成大学として昭和56年10月に開学した際の創設の趣旨を踏まえ、大学の目的を学則第1条に「学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

学部の目的は、学則第29条に「学校教育学部は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。」と定めている。

この目的を達成するため、平成12年11月に「学部の目標」を定め、「教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。」と定めるとともに、4項目からなる具体的目標を定めている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、学則第57条に「大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。」と定めている。

この目的を達成するため、平成12年11月に「大学院の目標」を定め、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。」と定めるとともに、4項目からなる具体的目標を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

## 基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

### 【評価結果】

基準2を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部は学校教育学部1学部で構成し、教育組織として幼児教育専修、小学校教育専修、中学校教育専修及び特別支援教育専修の4専修を置いている。このうち、小学校教育専修と中学校教育専修には、特定の分野についての専門性を高めるため、合わせて21のコースを置いている。

具体的には、小学校教育専修に学校教育実践コースを置くほか、小学校教科に対応して、国語科教育コース、社会科教育コース、算数科教育コース、理科教育コース、音楽科教育コース、図画工作科教育コース、体育科教育コース、家庭科教育コースの8コースを置くとともに、小学校における外国語活動に対応した英語科教育コースに加えて、小学校教科にはない技術科教育コースを置いている。また、中学校教育専修に中学校教科に対応して、国語科教育コース、英語科教育コース、社会科教育コース、数学科教育コース、理科教育コース、音楽科教育コース、美術科教育コース、保健体育科教育コース、技術科教育コース、家庭科教育コースの10コースを置いている。

これらの学部、専修及びコースの構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育は、副学長を委員長とする学校教育学部教務委員会（以下「学部教務委員会」という。）を責任組織とし、教養基礎科目（計36科目）を開設して実施している。

教養基礎科目の教育課程の編成及び実施に関する事項は、学部教務委員会の所掌としている。学部教務委員会では、毎月1回の定例会議を開催し、審議結果等は、各委員を通じて全教員に周知されている。

さらに、学部教務委員会の下に「学生による授業評価専門部会」を設置し、授業の点検と改善のため、学生による授業評価を実施している。学生による授業評価を制度化し、学生の学修状況、授業の改善点などを教員側で把握し、より質の高い教養教育の在り方を恒常的に検討している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、学校教育研究科（修士課程及び専門職学位課程）1研究科で構成している。

学校教育研究科（修士課程）には、人間教育専攻、特別支援教育専攻及び教科・領域教育専攻の3専攻を置いている。このうち、人間教育専攻及び教科・領域教育専攻には、学校教育に関する特定の分野につ

いての専門性を高めるため、合わせて15のコースを置いている。

具体的には、人間教育専攻に人間形成コース、幼年発達支援コース、現代教育課題総合コース、臨床心理士養成コースの4コースを、教科・領域教育専攻に言語系コース（国語）、言語系コース（英語）、社会系コース、自然系コース（数学）、自然系コース（理科）、芸術系コース（音楽）、芸術系コース（美術）、生活・健康系コース（保健体育）、生活・健康系コース（技術・工業・情報）、生活・健康系コース（家庭）、国際教育コースの11コースを置いている。

学校教育研究科（専門職学位課程）には、高度学校教育実践専攻1専攻を置き、平成20年4月の開設時より学校・学級経営コース、学校臨床実践コース、授業実践・カリキュラム開発コース及び教員養成特別コースの4コースを置いていたが、より幅広い現職教員層を対象として、各教員層に求められる専門性を深化させることをねらいとして、平成25年度より教職実践力高度化コース及び教員養成特別コースの2コースに再編している。

これら研究科の2つの課程及び専攻・コースの構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属施設としては、附属学校を置くほか、教職キャリア支援センター、予防教育科学センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、心身健康センターの8センターを設置している。

附属学校は、教育の理論や実践に関する科学研究を行うとともに、大学の計画に従って学生の教育実習等の実施に当たることを目的として、大学キャンパスのある鳴門市から約20キロ離れた徳島市内に、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の4校園を設置している。

教職キャリア支援センターは、実地教育分野と実技能力支援分野の2分野で構成し、実地教育分野では、教育実習や事前事後指導の授業計画の立案及び実施に当たっている。実技能力支援分野は、特に音楽科に関する実技能力の向上に対する学生のニーズに応えるため、関連する授業と連携を図りながら、「弾き」「歌う」に関するグレード制に基づく学習支援等の業務を実施している。

予防教育科学センターは、いじめや暴力等に対する予防的対処プログラムの開発・研修を行う学校適応分野と健康問題についての予防的対処プログラムの開発・研修を行う心身健康分野の2分野で構成している。両分野の機能を活かし、学部に授業科目「予防教育科学と学校教育」を、大学院（修士課程）に授業科目「予防教育科学」を開設し、授業計画の立案及び実施に当たっている。

小学校英語教育センターは、指導法の研究及び教材開発、カリキュラムに関する研究推進等を業務とするカリキュラム開発分野と、教員研修プログラムの実施、外国語活動に関する相談窓口等を業務とする研修・支援プログラム開発分野の2分野で構成している。このうち、カリキュラム開発分野では、学部に授業科目「小学校英語教育論」を、大学院（修士課程）に授業科目「小学校英語教育演習」を開設し、授業計画の立案及び実施に当たっている。

教員教育国際協力センターは、大学の国際的教育活動、特に国際教育協力活動を担うセンターとして、理数科教育協力事業に関する研究開発を行う理数科教育協力研究分野、ICT教育協力事業に関する研究

開発を行うICT教育協力研究分野、国際教育協力現場で活躍できる専門家の育成や国際教育カリキュラムの開発研究を行う国際教育開発研究分野の3分野で構成している。これら3分野の研究開発の成果を踏まえ、平成24年度から大学院（修士課程）国際教育コースに授業科目「国際教育協力特論Ⅰ・Ⅱ」、「国際教育総合セミナーⅠ・Ⅱ」等を開設し、授業計画の立案及び実施を支援している。

長期履修学生支援センターは長期履修学生の修学を中心とする学生生活の支援を行っている。地域連携センターは、地域との教育連携及び教育情報コミュニケーションに関する調整を行うとともにこの分野に関係する調査研究を行なっている。情報基盤センターは、学術研究及び情報教育を行うほか、学内の情報基盤の整備を行っている。心身健康センターは、学生と職員の心身の健康の保持と増進を図ることを目的として、保健管理に関する専門的業務を行っている。

これらのことから、附属施設及びセンターが、大学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

学部及び大学院の教育活動に係る重要事項を審議するため、教育研究評議会及び教授会を設置している。教育研究評議会は、学長、理事（3人）、学長が指名する副学長、各系の教育部長（4人）、附属学校部長、学長が指名する職員（6人）で構成している。毎月1回開催し、大学の教育活動の基本的な方針等について審議している。

教授会は、平成23年度まで、学長、副学長及び教授で構成していたが、平成24年度から学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教で構成している。月1回の定例教授会に加え、必要に応じ臨時教授会を開催し、全教員の参画のもとで学部及び大学院の教育活動に係る重要事項を審議している。

教育研究評議会及び教授会の議事要録は、全教職員が閲覧できるよう学内ポータルサイトに公開している。

このほか、学部の教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として、副学長を委員長とする学校教育学部教務委員会（以下、「学部教務委員会」という。）を設置し、月1回の定例委員会に加え、必要に応じて臨時委員会を開催している。学部教務委員会の下には、専門的事項を集中的に検討するため、実地教育専門部会、大学授業等体験活動専門部会、学生による授業評価専門部会、学部教職課程認定検討専門部会の4つの専門部会を置くとともに、教職実践演習実行委員会を置いている。

また、大学院の教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として、副学長を委員長とする学校教育研究科教務委員会（以下、「研究科教務委員会」という。）を設置し、毎月1回の定例委員会に加え、必要に応じて臨時委員会を開催している。研究科教務委員会の下には、大学院学生による授業評価専門部会を置いている。

学部教務委員会及び研究科教務委員会の下には、共同で「鳴門教育大学授業実践研究」誌編集専門部会を置き、学部及び大学院における授業改善をめざした授業実践研究に関する学術誌の編集・刊行を行っている。

これらのことから、教育研究評議会及び教授会が必要な活動を行っており、また、学部及び大学院の教務委員会も適切に構成され、必要な活動を行っているとして判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 学部及び研究科教務委員会の下に、共同で「鳴門教育大学授業実践研究」誌編集専門部会を置き、学部及び大学院における授業改善をめざした授業実践研究に関する学術誌の編集・刊行を行っている。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織として、学問領域で構成する4つの教育部（基礎・臨床系教育部、人文・社会系教育部、自然・生活系教育部、芸術・健康系教育部）を置き、各教員（予防教育科学センター教員1人、大学院（専門職学位課程）教員養成特別コース担当教員1人を除く。）は、4つの教育部のいずれかに所属する体制をとっている。

4つの教育部には教育部長を置き、当該教育部の管理運営に係る業務を掌理するとともに、当該教育部に所属する教員で構成する教育部会議を運営・統括して責任の所在を明確にしている。

平成20年4月の大学院（専門職学位課程）の設置に伴い、教員を大学院の教育組織（4専攻・17コース）に配置し、学部を兼務する体制に移行している。

大学院の各専攻・コースには、専攻長・コース長を置き、責任体制を明確にしながら、専攻会議・コース会議において教育及び運営に係る業務を処理している。

なお、各教員は大学院の各専攻・コースに配属された上で、学部教員を兼務しているため、各コース会議では、大学院・学部双方の業務について検討・処理している。このため、学部の専修・コースのみに対応した責任者や会議等は設けていない。

センターには兼務教員（計37人）を配置しているが、全学体制でセンターの運営を支援するため、平成22年度より兼務教員以外の教員もセンター運営に携わるようにしている。

教員配置の実施に当たっては、教員配置に関する基本方針を策定し、年度ごとに定員管理計画を作成して教員配置を実施している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

平成25年5月1日現在、全学に計152人（教授75人、准教授59人、講師17人、助教1人）の専任教員を配置し、うち150人は、4つの教育部のいずれかに配置している。

教育部別の教員配置数は、次のとおりである。

○基礎・臨床系教育部

48人（教授23人、准教授17人、講師8人）

○人文・社会系教育部

37人（教授16人、准教授17人、講師4人）

○自然・生活系教育部

38人（教授20人、准教授14人、講師3人、助教1人）

○芸術・健康系教育部

27人（教授16人、准教授11人）

専任教員のうち、学部の教育課程を担当する教員は、122人（教授62人、准教授48人、講師11人、助教1人）であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

当該大学では、教員養成大学として、教員免許状取得に必要な科目と保育士資格取得に必要な科目を教育上主要な科目と捉えており、これら主要科目の約84%は、専任の教授及び准教授で担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

平成25年5月1日現在、学校教育研究科（修士課程）には、127人（研究指導教員65人[うち教授65人]、研究指導補助教員62人）配置している。このほかに、授業を担当する嘱託講師15人を配置している。

専攻別の教員配置数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び関係法令に定められた必要教員数以上が確保されている。

○人間教育専攻

25人（研究指導教員12人[うち教授12人]、研究指導補助教員13人）

○特別支援教育専攻

8人（研究指導教員4人[うち教授4人]、研究指導補助教員4人）

○教科・領域教育専攻

94人（研究指導教員49人[うち教授49人]、研究指導補助教員45人）

学校教育研究科（専門職学位課程）の高度学校教育実践専攻には、平成25年5月1日現在、専任22人（うち教授10人、実務家教員11人[うち1人は、みなし専任教員]）が配置されており、専門職大学院設置基準及び関係法令に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用は、原則、公募としており、公募要領には国籍・性別にとらわれない公平な人事と女性教員の積極的な採用についての大学の方針を明記している。

女性教員の積極的な採用については、第1期（平成16～21年度）中期目標・中期計画に、その割合を20%以上とするとの数値目標を掲げて取り組み、平成25年5月1日現在、女性教員の割合は20.5%となっている。

また、平成21年度より外国語による公募要領を作成し公募を行っており、外国人教員は、平成25年5月1日現在3人在籍している。



教員の年齢構成については、平成 25 年 5 月 1 日現在、35 歳未満：5.3%、35～39 歳：10.6%、40～44 歳：9.9%、45～49 歳：15.9%、50～54 歳：17.9%、55～59 歳：27.8%、60 歳以上：12.6%となっている。

出産育児と教育研究の両立のための取組として、男女共同参画に関する学内アンケート調査で要望のあった構内託児サービスを、入試業務に伴う休日出勤への対応として平成 24 年度に 4 回実施している。また、男女共同参画の取組を学内に周知するため、パンフレット「育児・介護のための支援制度」を作成し、平成 25 年 3 月に学内ポータルサイトに掲載している。

平成 18 年度より新規採用教員に対して任期制を導入し、平成 24 年度に 1 人、平成 25 年度に 4 人の教員を審査の上、再任用しているが、労働契約法の改正に伴い、平成 25 年 7 月 1 日付けで任期制を廃止している。

平成 19 年度に特定の業務に秀でた専門性を持つ者を任用し、特任教授の呼称を付与することができる制度を導入し、平成 25 年度までに長期履修学生支援、教育実習支援、科学研究費補助金獲得支援を担当する 4 人に対して特任教授の呼称を付与している。

新規に採用された教員には、附属学校において、授業観察等 7 日以上研修を義務付けている。

平成 20 年度には、教育面、研究面で評価の高い教員を表彰する優秀教員表彰制度を導入し、教員の活動意欲を高める取組を進めている。

また、平成 21 年度には、6 ヶ月以上 1 年以内で研修を行うサバティカル制度を設けているが、運用実績はない。

このほか、学校教育の実務経験や高度の教育実践能力を有する教員を確保するために、徳島県教育委員会との間で、「実務家教員に係る人事交流に関する協定」を締結し、交流人事を行い、准教授ないし講師として 7 人を採用している。

これらのことから、教員組織の活動を活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の選考手続きについては、教員選考規程及び教員選考手続に関する申合せを定め、これらに基づき選考を行っている。理事、学長が指名する副学長、経営企画本部長等からなる教育研究評議会に置く人事委員会において候補者を決定の上、その結果を学長に報告し、学長は、これを教育研究評議会に付議して教員を選考している。人事委員会は、教員を選考に際して、委員長が指名する委員 2 人、関係する教育部長又は専攻長が推薦する教員 1 人、人事委員会が指名する教員 4 人からなる教員選考委員会を組織する。教員選考委員会は、候補者を選定し、その適否を検討し、その結果を人事委員会に報告する。

教員の採用及び昇任の基準は、教員選考基準に関する規則に定め、運用している。学士課程、修士課程、専門職学位課程を担当する研究者教員については、教員選考手続に関する申合せに定める業績目録の様式に著書、研究論文等の研究業績に係る項目欄を設けて教育研究上の能力を審査するとともに、教育上の能力に係る項目について、当該大学の教育を担当するにふさわしい能力を有しているか否かを審査し、教員の採用・昇任の可否を決定している。また、採用選考においては、面接を行うとともに、教育における資質能力を把握するため、原則として模擬授業を課している。

専門職学位課程を担当する実務家教員については、別途、「実務家教員に係る教員選考基準の適用について」を定め、初等中等教育における教育経験や教育行政、学校運営、教育相談等における実績を重視して教育上の能力を審査し、教員の採用・昇任の可否を決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動及び研究活動等に関する評価は、自己点検・評価実施要領に基づき、毎年、教員自身による自己評価と学長による評価の検証を実施している。

教員自身による自己評価の実施にあたり、学長は毎年 10 月に、次年度に係る重点目標を設定し、教員は、この学長の定める重点目標に加え、「教育・学生生活支援」、「研究」、「大学運営」、「附属学校・社会との連携、国際交流等」、「本学への総合的貢献（特記事項）」の 5 項目について目標・計画を設定して、前年度末までに学長に提出している。

教員は、当該年度の 10 月末に自ら設定した目標・計画の進捗状況を学長に報告（中間報告）し、翌年度の 4 月中に目標・計画ごとの自己評価の結果を、S、A、B、C、D の 5 段階の評価記号を付して、自己評価報告書として学長に提出している。

これに加えて、教員ごとの「教育研究活動等についての業績評価」を実施しており、教員は毎年 1 月末までに「教育研究活動等についての業績評価申告票」を学長に提出し、学長がこれに基づき評価書を作成している。学長は、教員から 4 月に提出された自己評価書を検証の上、1 月に提出された業績評価の結果を踏まえ、大学への貢献度を加味して、S、A、B、C、D の 5 段階の総合評価を行い、その結果を教員に通知している。学長による評価結果は、教員の教育研究活動費の配分及び給与等に反映するとともに、優秀教員表彰の受賞者の選考にも活用している。教育研究活動費の配分においては、業績に基づいて配分額に顕著な差異が生じるように業績主義的傾斜配分経費の枠組みを設定している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

教育・研究担当副学長の下に、学部及び大学院の教育課程と授業に関する事務を担当する教育支援チームと附属図書館事務室で構成する教務課を設置している。教務課では、教職キャリア支援センター、長期履修学生支援センター、教職大学院コラボレーションオフィスの事務も処理している。

教育支援チームには 13 人（専任職員 10 人、非常勤職員 3 人）、図書館事務室には 9 人（専任職員 7 人、非常勤職員 2 人、うち、4 人は司書職員）を配置している。

教育支援者については、情報基盤センターには技術職員（非常勤職員 1 人）を配置し、情報教育の支援者及び情報機器に関するテクニカル・アドバイザーとして役割を果たしている。

また、学部・大学院における講義・演習・実習等の教育補助者として、TA を活用しており、平成 24 年度には、39 人（計 930 時間）を採用した。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 教育面、研究面で評価の高い教員を表彰する優秀教員表彰制度を導入し、教員の活動意欲を高める取組を進めている。
- 教員の教育・研究活動等について、毎年、教員自身による自己評価と学長による評価の検証を実施し、その結果を教員の教育研究活動費の配分及び給与等に反映している。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、大学が掲げる教育理念に基づき、「鳴門教育大学が求める学生像」として、次のように定めている。

「鳴門教育大学は、21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め、教育実践力を身に付けることによって、専門職としての教員を育成することを目指しています。この目的に沿って本学では、次のような学生を求めます。

- 新時代を築くにふさわしい卓越した洞察力と豊かな個性・行動力を持った有能な学生
- 教員を目指すのに十分な基礎的学力を身につけ、高等学校等における教科・科目を幅広く学習し、入学後の修学に必要な知識を有する学生」

また、この学部全体の入学者受入方針の下、学部に置く4つの専修（幼児教育専修、小学校教育専修、中学校教育専修、特別支援教育専修）ごとに「求める学生像」を定めている。

学校教育研究科（修士課程）の入学者受入方針は、研究科が掲げる教育研究の理念に基づき、入学者選抜の観点から、次のように定めている。

「学校教育研究科修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する諸科学の総合的、専門的研究をとおして、その理論と方法の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となりうる能力を養い、初等中等教育教員としての高度の資質と力量の涵養を図ることを目的としています。

入学者の選抜に当たっては、

- ① 教育者として、子どもに対する愛情と使命感を持つ現職教員
- ② 教育に関する専門的知識を探求し、実践力をもった初等中等教育教員になることを志望する者を基本に選抜します。」

学校教育研究科（専門職学位課程）の入学者受入方針も同様に、入学者選抜の観点から、次のように定めている。

「学校教育研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力を有し、学校や地域で指導力を発揮できる教員を養成することを目的としています。

入学者の選抜に当たっては、

- ① 学校や地域において指導的役割を遂行できるリーダー教員となることを志向し、高度な実践力を修得しようとする者
- ② 学部段階で培われた教員としての資質能力の上に、優れた実践的対応力・展開力を有し、新しい学校

づくりの有力な一員となり得る教員を志向する者を基本に選抜します。」

これらのことから、学部及び大学院において、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学校教育学部では、個別学力検査等による一般選抜と特別入試（推薦入試）を実施している。

個別学力検査等による一般選抜では、大学入試センター試験及び個別学力検査等の成績、調査書等の内容を総合的に判断して入学者を選抜している。個別学力検査等の内容は、前期日程では多くの募集区分で面接や小論文を課し、一部の募集区分では実技検査や教科の学力検査を課している。後期日程では、面接を課している。

特別選抜（推薦入試）は、大学入試センター試験を課さない推薦入試Ⅰ型と、大学入試センター試験を課す推薦入試Ⅱ型を実施している。推薦入試Ⅰ型では、推薦書、自己推薦書、自己をアピールできる客観的資料、調査書の内容、面接、実技検査の成績等を総合して入学者を選抜している。推薦入試Ⅱ型では、大学入試センター試験の成績、推薦書及び調査書の内容、面接、小論文又は実技検査の成績等を総合して入学者を選抜している。

学校教育研究科（修士課程及び専門職学位課程）では、平成25年度より、募集人員を前期（8月）、中期（12月）、後期（3月）の3期に分割して、入学者の選抜を実施している。入学者の選抜に当たっては、筆記試験又は実技試験及び口述試験を課し、それらの成績を総合して入学者を選抜している。

現職教員（3年以上の教職経験を有する者を含む。）については、筆記試験又は実技試験を免除し、授業実践力や研究力を見る口述試験を基に、入学者を選抜している。

さらに、3年間で幼稚園、小学校、中学校の教員免許状のいずれかが取得できる長期履修学生制度を活用した学校教員養成プログラムへの入学希望者には、上記の試験に加え、教職に対する資質等を審査する面接を実施している。

なお、学部では社会人や外国人留学生のための特別選抜等は実施していないが、大学院においては私費外国人留学生特別選抜を実施している。

これらのことから、学部及び大学院の入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

試験問題の作成に当たっては、入学試験委員会に総括班及び試験班を置き、企画・社会連携担当理事、入試企画担当副学長及び入学試験委員会副委員長の下、問題作成責任者によるチェック、試験班によるチェック、試験当日の問題点検者によるチェックと、3段階の点検を行っている。また、作成中及び作成後の試験問題は、責任者の下で管理している。

入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする実施本部を設け、試験班、総括班、入試課による管理の下で実施している。

入学試験実施後の試験問題の採点については、複数の採点者が、採点結果の点検・確認に当たることによって、採点ミスの防止を図っている。

合否判定については、専攻・コースの判定会議で判定案を作成の上、入学試験委員会での確認を経て、教授会で審議の上、決定している。

これらのことから、学部及び大学院の入学者選抜が適切な実施体制の下に、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学部については、徳島県内の高等学校の進路担当教員が主催する進学指導研究部会に、企画・社会連携担当理事、学部入学試験委員会委員が出席して、推薦入試、募集人員、個別試験の在り方、卒業後の進路等について質問に答えるとともに、高等学校側の要望を聴取し、入学者選抜方法の改善に向けた意見交換を行っている。

入学者受入方針に沿った学生の受入が行われているかどうかを検証するため、学部入学試験委員会に「入学者選抜方法研究専門部会」を設置し、入学者選抜に関する追跡調査及び分析を実施している。最近では、平成17～20年度の入学試験を対象に、平成22・23年度に調査・分析を実施し、その結果を「入学者選抜に関する追跡調査」としてまとめ、入学者選抜方法の改善の検討資料としている。

大学院については、毎年、研究科入学試験委員会において入学者受入方針に基づく選抜方法の検証と改善のため検討を行うとともに、経営協議会からの意見も参考にして改善を行っている。

具体的には、入学試験の合格者に対して、入学者受入方針や大学がめざす教員養成像を明確に伝えるため、学長メッセージやコース紹介パンフレットを送付している。また、入学辞退者に対してアンケート調査を実施し、これによって把握した大学に対する学生のニーズを、入学者選抜の改善に活かすよう努めている。

また、平成24年度には、企画・社会連携担当理事を主査とする「秋入学に関する検討委員会」を設置して大学院の入学時期について検討し、4月入学に加えて、国際協力機構（JICA）が実施する「人材育成支援無償」事業（JDS）等により入学する者を対象に、10月入学を平成26年度から導入することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学の学部及び大学院の入学定員は、次のとおりである。

- 学校教育学部：100人
- 学校教育研究科（修士課程）：250人
- 学校教育研究科（専門職学位課程）：50人

これら入学定員に対する過去5年間（平成21～25年度）の実入学者の平均比率は、次のとおりである。

- 学校教育学部：1.12倍
- 学校教育研究科（修士課程）：0.87倍
- 学校教育研究科（専門職学位課程）：0.91倍

専攻・コース別に見ると、修士課程で、平均比率が0.64倍～0.69倍の範囲にある専攻・コースが複数見られる。

このような状況を改善するため、企画・社会連携担当理事を委員長とする「大学院定員確保検討委員会」を企画戦略室に設置するとともに、学校教育研究科入学試験委員会においても、長期履修学生制度の活用に関する広報の拡充、他大学学部学生への広報活動の強化、各コースの募集人員等、定員充足のための方策について検討を行っている。平成25年度からは、募集人員を前期（8月）、中期（12月）、後期（3月）の3期に分割して入学者選抜を行うとともに、専門職学位課程の4コースから2コースへの再編を実施し

ている。

これらのことから、大学院で実入学者数が入学定員を下回る状況がみられるものの、入学定員と実入学者数の関係は、おおむね適正な水準にあると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められている。

学士課程では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、(1)カリキュラムの編成、(2)教育の実施体制、(3)教育の評価体制の3項目を定めている。

具体的には、カリキュラム編成のPDCAサイクルを踏まえて、次のように定めている。

「(1)カリキュラムの編成

豊かな教養と人間性、教育・教科等に関する専門的知識の上に立った確かな教育実践力が習得できるように、教員養成のためのコア・カリキュラムを編成します。具体的には、カリキュラムの中核として「教育実践学」を設定し、大学の授業と教育現場の実践とが連動するように展開するとともに、「教育実践学」を軸にして各授業科目を結びつけ、カリキュラム全体の構造化を図ります。

(2)教育の実施体制

各授業科目を担う本学教員が教員養成の使命を自覚し、学校教員の教育実践力についての観点や内容を互いに共有し、協働する体制を構築して教育を進めます。また、全教職員が連携し、課外活動や就職支援等、大学生生活全般を通じて、学生が互いに学びあい磨き合う学習環境のもとで社会人としての意識を高め、教員にふさわしい資質能力を身につけることができるよう支援体制を整えます。

(3)教育の評価体制

各授業科目では、本学の理念・目的に沿った到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知します。また、学生が各授業科目・課外の活動等で身につけた知識・技能を統合して、教員にふさわしい資質能力を獲得できたかについて評価する基準を設け、その評価結果にもとづいてカリキュラムの評価・改善を図ることで教育の質の保証に努めます。」



これらのことから、学士課程の教育課程の編成・実施方針が、明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の教育課程は、教養基礎科目、教育実践コア科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究の5科目区分で構成している。

教養基礎科目は、「現代社会の諸問題」と「身体運動・表現コミュニケーション」の2区分で構成し、4専修共通に、計36科目を開設している。

教育実践コア科目は、専修ごとに「教育実践基礎演習」を開設するとともに、幼児教育専修では「幼児教育実践」を、小学校教育専修及び中学校教育専修では、コースごとに「学校教育実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」又は「初等中等教科教育実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を、特別支援教育専修では「特別支援教育実践Ⅰ・Ⅱ」を開設している。

教職共通科目は、専修・コースごとに、教員免許状の取得や資格取得に必要な科目群、教科や教職の専門性を深める科目群で構成している。

専修専門科目は、専修・コースごとに、それぞれの領域の専門性を深めるための科目群で構成している。当該大学では、カリキュラムの中核に「教育実践学」を据える独自の教員養成コア・カリキュラムを掲げており、履修規程上の教育実践コア科目と教職共通科目の教育実習科目群をもって、コア・カリキュラム上のコア領域としている。

この教育実践コア科目は、学士課程の4年間を通して、学生が学校の授業を観察・分析し、授業を構想し、実践し、評価していくことにより、学校教育についての理論知と実践知を統合しながら、教育実践力を形成し、成長していけるように構成している。また、これを、教養基礎科目、教職共通科目、専修専門科目、卒業研究と関連付け、構造化することによって、大学の授業と教育現場の実践との関連・往還を図るように工夫している。

また、異校種の一貫教育を担える教員の養成という観点から、特別支援教育専修を除く専修・コースにおいて、隣接校種の教員免許状を取得することを義務付けている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教養基礎科目では、「現代社会の諸問題」の科目区分を設け、「日本国憲法」、「日本事情・日本文化」の科目を開設するとともに「環境」、「人類の共存」、「科学と倫理」、「市民社会と人権」、「芸術と文化」の5つのテーマに沿った授業科目を合計11科目開設し、その多くを学問分野を横断する今日的な内容で構成している。

高い教職専門性を備えた教員を求める社会の要請に応じて開設している教育実践コア科目では、「初等中等教育実践基礎演習」の内容を、①教職の意義と使命、②学びの意味と教科の成立、③子ども理解と生徒指導、④学級づくりの4つ柱で構成し、今日の学校教育の現場で求められる教職実践の基礎・基本を培う内容としている。

また、「初等中等教科教育実践」は、教科の授業を展開するための基礎・基本となる理論と実践の技術・方法を、学習指導要領に基づく教科内容の理解と教育現場での具体的な指導場面の分析や模擬授業の実践

を踏まえて習得していく内容としている。

このような教育実践コア科目との有機的な連携の下で実施する教育実習は、「ふれあい実習」、「観察実習」、「主免教育実習」、「副免教育実習」、「教員インターンシップ」で構成し、1年次から4年次にわたって、段階を踏んで実践力を養う内容としている。

さらに、学校教育の今日的な課題に対応するため、予防教育科学センターが「予防教育科学と学校教育」を、小学校英語教育センターが「小学校英語教育論」を開設している。

このほか、放送大学、徳島大学総合科学部、四国大学及びe-Knowledge コンソーシアム四国連携大学との間で単位互換協定を締結し、平成23～25年度の間には他大学学生3人を受け入れ、学生7人を他大学に派遣している。

また、学生の資格取得への要望に応え、保育士、学校図書館司書教諭、学芸員の資格取得のための授業を開講している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

学士課程の授業科目は、講義、演習、実験、実習、実技の形態で実施する他、講義と演習を組み合わせた形態や講義と実技を組み合わせた形態で実施している。

授業形態のバランスについては、小学校教育専修の場合、全410科目中、講義科目が211科目(51.5%)、演習科目が133科目(32.4%)、実習科目が18科目(4.4%)、実技科目が17科目(4.1%)、実験科目が10科目(2.4%)、講義・演習の組み合わせ科目が18科目(4.4%)、講義・実習の組み合わせ科目が1科目(0.2%)、講義・実技の組み合わせ科目が2科目(0.5%)となっている。

教養基礎科目の「阿波学(地域文化研究)」では、地域理解を深め、地域の文化や伝統への愛着や関心を養うために、「講義」と「歩き遍路実習」を組み合わせた方法で授業を実施している。

「英語コミュニケーションⅠ～Ⅴ」においては、「Ⅰ・Ⅱ」から「Ⅲ・Ⅳ」へと段階を踏んでステップアップし、「Ⅴ」では2週間の海外語学研修による英語活用実体験の授業としている。また、入学時の英語能力のレベルに応じてクラス分けをし、嘱託外国人講師を交えた25人程度の少人数授業を実施している。

コア科目「初等中等教科教育実践Ⅰ～Ⅲ」では、専修・コースごとに1年次から3年次の各履修年次において、教科の本質と目的の理解 → 教科内容の理解 → 子ども理解 → 授業実践の分析 → 授業の開発と模擬授業の実践 → 授業実践の評価・改善と、教科授業力の形成のためのPDCAを内包した学習サイクルを展開し、教員による講義と学生自身によるアクティブラーニングを組み合わせた方法で授業を実施している。

なお、コア科目は、専修・コースごとにクラス当り平均13～17人程度の少人数クラスで授業を実施している。

教育実習は、他のコア科目と関連付けて履修できるよう1年次、3年次及び4年次に開設し、附属学校園や地域の協力校園で実習を履修の上、さらに協力校園で教員インターンシップを選択できるよう実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

## 5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間を、定期試験等の期間を含め、35週確保している。また、各学期（前期・後期）の授業を行う期間は、定期試験等の期間を除き、15週以上を確保している。

隔年に「学生生活実態調査」を実施するなかで、学生の自主学習時間の実態の把握に努めている。平成23年11月に全学生を対象に実施した調査では、「授業以外で1日平均どれくらい勉強していますか」と質問したところ、「全くしていない」が28.2%、「30分未満」が27.2%、「30分～1時間未満」が19.2%と、全体的に自主学習時間が少ない傾向が見られ、増加が望まれる。

これらを踏まえ、学生には、入学時のオリエンテーションにおいて、履修の手引を基に「大学での単位の取得は、1単位につき45時間の学修が必要である」ことを説明している。

シラバスに、各授業科目の授業の目的・主旨及び到達目標を明示し、15回分の授業計画と内容を提示するとともに、授業形態、履修上の注意事項、使用するテキストや参考文献を明記し、学生の学習の方法や姿勢を示している。これにより、学生の努力目標を明確にし、自発的な授業の事前・事後学習を促している。

また、シラバスに成績評価の方法を明示することによって、学生に授業目標を達成するための実質的な学習を促している。

なお、履修登録単位数の上限設定（CAP制）は導入していないが、卒業段階での単位取得状況は過大なものとはなっていない。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

## 5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの作成に当たっては、「授業概要（シラバス）作成要領」を策定し、授業科目名、担当教員等の基本事項のほか、授業の目的及び主旨・到達目標、授業計画（15回分）、履修上の注意事項、成績評価方法、テキスト・参考文献、キーワード及び連絡先・オフィスアワーの項目からなる統一様式でシラバスを作成している。

平成25年度の「授業概要（シラバス）作成要領」では、授業計画（15回分）の項に、「必要に応じて授業外学習（予習・復習）の指示を加えてください。教室外の学習は学生の自主性のみ任せるとはならず、シラバスに明記する等の方法により学生が事前に行う準備学習や事後の復習、レポートの提出などについても十分な指示を与えることが教員の務めであることを十分認識し、自覚して授業の設定を行うことが必要であるとの観点から、この点にご留意ください。」と指示している。シラバスは、ウェブサイトで学内外から閲覧可能にしている。

学生は、授業科目選択及び履修登録時、学習準備の際にシラバスを活用し、教員は、ガイダンス及び授業の評価の際にシラバスを活用している。

学生による授業評価アンケート調査では、「シラバスの適切性」についての質問項目を設けており、平成23年度の調査結果では、平均4.3点（5点満点）となっており、おおむね適切であるとの結果が得られている。

さらに、平成24年度からの検討を経て、平成26年度からシラバスの様式を改編し、科目ごとの到達目標に加えて、科目の到達目標の実現のために学生が取り組むべき作業課題を「学修課題」として記載することとして、変更した統一様式が教員に周知されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生に組織的に対応する取組として、教員がオフィスアワーを設定し、授業内容や学習全般に係る指導・相談に当たっている。また、クラス担当教員等が、担当クラス学生の学習相談にあたる体制を設けている。

小学校教育専修算数科教育コース及び中学校教育専修数学科教育コースでは、「高校時代に学んだ解析分野の内容を復習するとともに、大学での解析学への橋渡しを行う」ことを目的に、1年次に「基礎数学Ⅱ」を開設している。

また、小学校教育専修及び中学校教育専修の理科教育コースでは、「高校で物理を履修しなかったあるいは十分理解できなかった学生を主な対象」に、1年次に「物理学の基礎」を開設している。

その結果、平成24年度においては、小学校教育専修算数科教育コース及び中学校教育専修数学科教育コース、小学校教育専修及び中学校教育専修の理科教育コースの新入生23人のうち、およそ81%の学生が上記科目を履修した。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学生の修学成果の評価と学位授与の認定に係る基準として、次のとおり学士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

「学生は、本学の教育課程において、所定の単位を修得し、以下に示す教員として必要とされる資質・能力の基礎を身につけていると判定されることが求められます。

(1) 教育者としての人間性

使命感・倫理観・教育的愛情・探究心・教養からなる、教職の基盤となる人間性を有している。

(2) 協働力

対人関係能力・協調性・社会性を有し、教員としての職務を自覚し、多様な価値観が競合する社会集団の中で、リーダーシップを発揮しながら良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを遂行できる。

(3) 生徒指導力

公正な判断力と態度を基盤にした個人指導力・集団指導力を有し、子どもの実態を把握した円滑な支援・指導ができる。

(4) 保育・授業実践力

深遠な学問的知識や探究方法の理解に基づき、教科・領域内容の理解力と、保育・授業の構想・展開・

評価の能力を有し、適切な学習計画・指導・評価を実践できる。

#### (5) 省察力

変化する社会状況の中で、自己の教育実践を絶えず反省・評価し、改善していくことができる。」

このことから、学士課程の学位授与方針は、明確に定められていると判断する。

5-3-1② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価の評語は、学則第 49 条に「授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。」と定めている。

成績評価の基準は、学校教育学部履修規程第 11 条第 2 項に、「学則 49 条に規定する成績評価の基準は、S (100 点から 90 点まで)、A (89 点から 80 点まで)、B (79 点から 70 点まで)、C (69 点から 60 点まで)、D (59 点以下) とする。」と定めている。

また、「履修の手引」に「成績評価」の項を設け、成績と学修目標達成度の対応関係を、

「S：基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている

A：基本的な目標を十分に達成している

B：基本的な目標を達成している

C：基本的な目標を最低限度達成している

D：基本的な目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない」

と明示している。

これらの成績評価基準は、履修の手引に掲載し、新入生オリエンテーションにおいて学生に周知されるとともに、ウェブサイトに掲載して学生に周知を図っている。

成績評価は、各授業の担当教員が、試験、レポート、授業への出席状況、授業態度等を総合して、成績評価基準に基づいて行っている。卒業研究については、「卒業研究に関する申合せ」を定め、これに基づき、指導教員が成績を評価している。授業科目ごとの評価方法は、シラバスの「成績評価方法」の項に、その詳細を明示して学生に周知されている。

単位認定は、授業担当教員が行った成績評価結果を基に、合格者には所定の単位を認定している。

個々の学生の学修状況を総合的に把握するため、「学校教育学部におけるGPA制度の取扱いに関する要項」を定め、平成 20 年度入学者からGPA (Grade Point Average) 制度を導入している。GPAの種類を、「年度GPA」と「累計GPA」の2種類とし、学生の学修意欲を高めることに活用している。

これらのことから、学士課程において成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

教養基礎科目、教職共通科目及び専修専門科目の教職専門科目のうち、授業形態が「講義」であるものについては、学年暦に示した試験期間に筆記試験による定期試験を課している。

定期試験における不正行為の発生を防止するため、試験監督に関する申合せを定めるとともに、試験実施のためのマニュアルと不正行為に対する措置を定めている。学生が試験に際し順守すべき事項については、履修の手引に明示し、学生への周知を図っている。

成績評価は、授業の目的等に沿って、出席、レポート等の提出状況、試験結果等を総合して行っており、同一授業科目を異なる教員が担当する場合には、個々の教員同士で統一した評価を行っている。

成績は、教務システム上で入力し、学生がウェブサイト上で、リアルタイムに閲覧できるようにしている。

教務システムには、授業科目ごとの得点分布がグラフで示され、学生が、自らの成績を、得点分布上で確認できるようにしている。また、全学生のGPA分布が、学年ごとにグラフで示され、学生は、自らのGPAを分布グラフ上で確認できるようにしている。

学生が、成績評価に異議がある場合には、授業担当教員に直接申立て、申立てを受けた教員が、これに速やかに対応しているという実態はあるが、訪問調査時には学内制度としては確立していなかった。その後、平成25年度内に、成績評価の異議申立てに関する申合せが制定され、学内制度として整備されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

大学が定める学位授与方針の下、学則 53 条に「卒業要件は、学部で4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、128 単位以上を修得することとする。」と定めている。

「所定の授業科目の履修」については、学部履修規程第4条に、専修・コースごとに「卒業に必要な単位数」を科目区分別に定めるとともに、同規程第5条に、授業科目一覧を定め、履修方法の詳細を専修ごとに定めている。これらの授業科目及び単位の配分は、学位授与方針に定める資質・能力の基礎の修得を保証するものとなっている。

これらの卒業認定基準は、履修の手引に掲載するとともに、ウェブサイトにも掲載して、学生への周知を図っている。

卒業認定については、学校教育学部の卒業認定に関する規程を定めている。これに基づき、学校教育学部教務委員会で卒業予定者の単位修得状況を確認の上、教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

#### <大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

修士課程では、教育課程の編成・実施方針として、(1) カリキュラムの編成、(2) 教育の実施体制、(3) 教育の評価体制の3項目を定めている。

具体的には、カリキュラム編成のPDCAサイクルを踏まえて、次のように定めている。

「本学の理念・目的と修士課程の教育目標を達成するために、カリキュラムを次のような基本的な考え方に基づいて編成し実践します。

##### (1) カリキュラムの編成

教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を有する人材が育成できるように、「教育実践」を中核に据え、「教職教養・教育科学」、「教科専門」、「教科教育」の構造化と有機的関連を図ったカリキュラムを編成します。

##### (2) 教育の実施体制

各授業科目を担う本学教員が学校教育研究科における教育・研究の使命を自覚し、学校教育における高度な実践的力量についての観点や内容を互いに共有し、協働する体制を構築して教育を進めます。

### (3) 教育の評価体制

各授業科目では、本学の理念・目的に沿った到達目標を定め、到達目標並びに評価の基準・方法を学生に周知し、成績評価を行うとともに、学生による授業評価も実施します。その評価結果に基づいてカリキュラムの評価・改善を図ることで教育の質の保証に努めます。」

専門職学位課程では、教育課程の編成・実施方針として、(1)カリキュラムの編成、(2)教育の実施体制、(3)教育の評価体制の3項目を定めている。

具体的には、教員養成・教師教育カリキュラム編成のPDCAサイクルを踏まえて、次のように定めている。

「本学の理念・目的と専門職学位課程の教育目標を達成するために、カリキュラムを次のような基本的な考え方に基いて編成し実践します。

#### (1) カリキュラムの編成

教職に関する専門的知識の幅広い学び、教育実践と理論的学習を融合させる学び、継続的な教育実践と省察を往還させる学びを展開できるように、共通科目、専門科目、実習科目を系統立てたカリキュラムに構造化します。また、新人教員及びニューリーダーからリーダーまでの養成する人材の拡充に適合した幅広いキャリアに応じたカリキュラムを編成します。

#### (2) 教育の実施体制

本学教員が高度専門職業人としての教員を養成する使命を自覚し、学校教員の教職実践力についての観点や内容を共有し、協働する体制で教育を進めます。また、学生の異なるキャリアにおける経験と知識と知恵の相互交流を活性化させて、学生が互いに学び研鑽し合う学習環境の調整に努めるとともに、学び続ける教員としての資質能力を習得できる支援体制を整えます。

#### (3) 教育の評価体制

全授業科目において、本学の理念・目的に沿い、高度専門職業人としての教員を養成するための到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知します。また、到達目標に基づき、教育課程において高度専門職業人としての教員の有すべき知識・技能を習得できたかについて本学教員・学生の双方が評価を行い、その結果を検証することによりカリキュラムの評価・改善を図り、教育の質の保証に努めます。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

修士課程の教育課程は、教職共通科目、専門科目、応用実践科目、課題研究の4科目区分で構成している。

教職共通科目は、教員として幅広く高度な専門性を身に付けるための基盤となる科目として、「学校教育の人間形成的役割」、「現代の諸課題と学校教育Ⅰ」、「子ども理解と生徒指導」、「子どもの発達支援」の4科目を開設している。

専門科目は、各専攻・コースにおいて高度な専門性を身に付けるための科目として、領域等内容科目と領域等方法科目の2科目区分で専門領域の特性に応じた多彩な授業科目を開設している。

応用実践科目は、教員としての高度な教育実践能力を育成する科目として、広領域コア科目と教育実践フィールド研究の2科目区分で授業科目を開設している。

課題研究は、修士論文に発展させる授業科目として「課題研究Ⅰ」、「課題研究Ⅱ」の2科目を開設して

いる。

このような修士課程の教育課程は、平成 19 年度の文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」で採択され、平成 19・20 年度に取り組んだ「教育の専門職養成のためのコアカリキュラムー地域との連携を通して院生の授業力向上を図る大学院改革」の成果を踏まえて、応用実践科目をコア科目に位置付け、その他の科目との構造化を図った大学院レベルでの教員養成コア・カリキュラムの構成となっている。

専門職学位課程の教育課程は、専門職大学院設置基準及び関係法令に基づき、共通科目、専門科目、実習科目の 3 科目区分で構成している。

共通科目は、学校現場の教育課題に対応し、実践場面でリーダーシップを発揮できる教員としての力量形成を図るための科目として、教育課程の編成・実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導・教育相談に関する領域、学級経営・学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域の 5 科目区分で構成し、各領域に 3～5 科目を開設している。

専門科目は、個別領域の専門性に応じた専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を育成するための科目として、協働力、教育実践力、教科・領域専門力、総合実践力の 4 科目区分で、専門領域の特性に応じた多彩な授業科目を開設している。

実習科目は、実践と理論の融合を図るための科目として、専門職学位課程に置く 2 つのコース（教職実践力高度化コース及び教員養成特別コース）ごとに、3～4 科目を開設している。

個々の授業科目と専門職学位課程がめざす教員としての資質・能力の対応関係は、カリキュラムマップ（体系化表）に整理し、カリキュラムの体系性を明示している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

豊かな人間性と教職に関する高度な専門性を求める学生のニーズや力量ある教員を求める社会からの要請に応えるため、修士課程では、コア科目として応用実践科目を開設している。

応用実践科目は、現代の教育課題を総合的・横断的に捉え、教育実践を構想し、展開するための知識と観点を形成する広領域コア科目と、現代の教育課題を各教科・領域の視点から捉え直し、課題解決のための理論的な知識を学校現場で応用及び検証する教育実践フィールド研究の 2 科目群で構成し、広領域コア科目には、「子どもの規範意識の現状と課題」、「コミュニケーションと言語・教育」、「教師のための声とからだことば」、「学校危機管理研究」、「現代の諸課題と学校教育Ⅱ」を開設して、学校教育の今日的課題に幅広く対応する先進的内容で授業を実施している。

修士課程の国際教育コースでは、国際教育協力の専門家を養成するため、授業内容に専門的な知識とともに学際的領域に関する知識を含めるとともに、特に国際教育の現場での国際協力に関する講義や演習を重視した教育課程を編成している。また、同コースでは留学生が受講する授業科目については、英語による授業を実施している。

学校教育の今日的な課題に対応するため、予防教育科学センターが「予防教育科学」を、小学校英語教育センターが「小学校英語教育演習」を開設するとともに、教員教育国際協力センターが「国際教育協力特論Ⅰ・Ⅱ」、「国際教育総合セミナーⅠ・Ⅱ」等を開設している。

修士課程において、長期履修学生制度を利用し、3年間で修士の学位と幼稚園、小学校、中学校のいずれかの教員免許状が取得できる学校教員養成プログラムを設けている。学部及び修士課程の授業を効率的



に履修することにより、教員免許状を取得するとともに教職に関する高度で専門的な知識を修得することが可能である。平成25年5月1日現在では、このプログラムに264人が在籍している。在籍者に対しては、長期履修学生支援センターが中心となって、少人数の「ホームルーム」ごとに履修方法、免許取得条件等に関して詳細な指導を行なっている。

専門職学位課程では、今日の学校教育の指導的担い手に求められる「教育的人間力」、「教育実践指導力」、「学校改善指導力（教員養成特別コースにおいては協働的改善力）」の3領域に資質・能力の育成を柱とする教育課程を編成し、カリキュラムマップに基づいて、学生の教職経験への配慮に基づいて授業科目の目標と内容を設定している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

修士課程の授業科目は、講義、演習、実習の形態で実施している。

授業形態のバランスについては、全332科目中、講義科目が174科目（52.4%）、演習科目が150科目（45.2%）、講義・演習科目が1科目（0.3%）、実習科目が7科目（2.1%）となっている。

「領域等内容科目」と「領域等方法科目」で構成する専門科目の多くは、講義科目と演習科目のペアで開設しており、多くの授業が受講者数10人程度の少人数で実施している。

応用実践科目では、国際教育コースを除く全ての専攻・コースで、専攻・コースごとに「教育実践フィールド研究」を開設し、教育現場に出向いて現場の教師とともに課題解決に取り組むプロジェクト方式で授業を実施している。

国際教育コースの「国際協力演習Ⅰ・Ⅱ」では、海外の教育現場に出向き、国際教育協力に関する演習を現地で行う形態で授業を実施している。

専門職学位課程においては、事例分析、集団討論、シミュレーション、フィールドワーク、ワークショップ、ロールプレイ等を組み合わせた授業、実務家教員と研究者教員のチーム・ティーチングによる授業を実施している。

これらのことから、授業形態の組合せやバランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間を、定期試験等の期間を含め、35週確保している。また、各学期（前期・後期）の授業を行う期間は、定期試験等の期間を除き、15週以上を確保している。

隔年に「学生生活実態調査」を実施するなかで、学生の自主学習時間の実態の把握に努めている。平成23年11月に現職教員以外の大学院学生を対象に実施した調査では、「授業以外で1日平均どれくらい勉強していますか」と質問したところ、「30分～1時間未満」が22.0%、「1時間～2時間未満」が28.4%、「3時間以上」が19.6%と、全体的に自主学習時間が少ない傾向が見られ、増加が望まれる。

これらを踏まえ、学生には、入学時のオリエンテーションにおいて、履修の手引を基に「大学での単位の取得は、1単位につき45時間の学修が必要である」ことを説明している。

シラバスに、各授業科目の授業の目的・主旨及び到達目標を明示し、15回分の授業計画と内容を提示するとともに、授業形態、履修上の注意事項、使用するテキストや参考文献を明記し、学生の学習の方法や

姿勢を示している。これにより、学生の努力目標を明確にし、自発的な授業の事前・事後学習を促している。

また、シラバスに成績評価の方法を明示することによって、学生に授業目標を達成するための実質的な学習を促している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの作成に当たっては、「授業概要（シラバス）作成要領」を策定し、授業科目名、担当教員等の基本事項のほか、授業の目的及び主旨・到達目標、授業計画（15回又は30回分）、履修上の注意事項、成績評価方法、テキスト・参考文献、キーワード及び連絡先・オフィスアワーの項目からなる統一様式でシラバスを作成している。

平成25年度の「授業概要（シラバス）作成要領」では、授業計画（15回又は30回分）の項に、「必要に応じて授業外学習（予習・復習）の指示を加えてください。教室外の学習は学生の自主性のみ任せるとはならず、シラバスに明記する等の方法により学生が事前に行う準備学習や事後の復習、レポートの提出などについても十分な指示を与えることが教員の務めであることを十分認識し、自覚して授業の設定を行うことが必要であるとの観点から、この点にご留意ください。」と指示している。シラバスは、ウェブサイトですべて学内外から閲覧可能にしている。

学生は、授業科目選択及び履修登録時、学習準備の際にシラバスを活用し、教員は、ガイダンス及び授業の評価の際にシラバスを活用している。

学生による授業評価アンケート調査では、「シラバスの適切性」についての質問項目を設けており、平成23年度の調査結果では、平均4.5点（5点満点）となっており、おおむね適切であるとの結果が得られている。

さらに、学士課程における平成26年度からシラバス様式の改編にあわせて、大学院教務委員会においても、同様に「学修課題」を記載する検討を行なっている。

これらのことから、大学院課程においても適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院設置基準第14条に基づき、学則67条に「大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」と定め、修士課程で教育方法の特例として昼夜開講制を実施している。

昼夜開講制のもとでの就学を希望する学生に対しては、別途、入学時に履修ガイダンスを実施するとともに、指導教員が個別に履修指導を行い、それぞれの状況に応じた適切な履修計画を作成するよう指導している。該当する学生には、夜間以外の特定の時間又は特定の時期にも授業が受けられるようにしている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける学生等に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程では、学校教育の諸課題に係わる理論的・実践的な研究の充実を図るという基本的な方針の下、専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに、理論的・実践的な教育研究の能力を習得させるために、学生への個別指導を行う体制をとっている。

授業科目及び研究指導を担当する教員については、学校教育研究科授業担当教員の認定に関する手続きを定め、教授、准教授、講師、助教のうちから、教育研究評議会に置く人事委員会の議を経て、教授会で認定された教員が、研究指導に当たることとしている。

研究指導教員の業務内容については、研究指導教員の業務に関する要項に定め、学位論文に係る研究計画、授業の履修等の指導を行うこととしている。

研究指導に関する授業科目として1年次配当の「課題研究Ⅰ」と2年次配当の「課題研究Ⅱ」を開設し、学生に対する個別の研究指導及び論文指導の機会としている。

研究指導教員の決定に当たっては、学生から入学時に提出された「課題研究希望届」に基づき、学生と教員との面談により研究指導教員を決定し、研究課題は、研究指導教員の助言のもと、学生の意思に基づいて決定している。

学位論文の作成・提出等については、学位授与の手続に関する細則に、次のように詳細を定めている。

- ・学生は、入学した年度の11月30日までに、研究指導教員の承認を得て、「学位論文計画書」を研究科長に提出する。
- ・学位論文の題目を変更するときは、修了を予定する年度の11月30日までに、研究指導教員の承認を得て、「学位論文計画書（変更届）」に理由書を添えて研究科長に提出する。
- ・学位論文の提出期限は、修了を予定する年度の1月20日とし、研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出する。

これらのことから、大学院修士課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

学生の修学成果の評価と学位授与の認定に係る基準として、次のとおり学校教育研究科（修士課程）の学位授与方針を定めている。

「（1）本学の教育課程において、高度な実践的力量として以下に示す能力を身につけ、所定の単位を修得していること

- ① 自らの社会的責務を自覚し、教育及び教育を取り巻く諸課題の解決に向けて、主体的・創造的に取り組むことのできる能力
- ② 学校教育に関する諸科学の理論と方法に関して総合的かつ専門的に研究し、その成果を広く社会に発信する能力

③ 課題に対する探究心と的確な自己省察に基づき、たえず自らを向上させていくことのできる能力

(2) 本学の教育課程において、教育及び教育にかかわる諸課題に関する研究を深め、学位論文をまとめ、審査及び試験に合格していること」

専門職学位課程については、次のとおり学校教育研究科（専門職学位課程）の学位授与方針を定めている。

「(1) 本学の教育課程において、所定の単位を修得し、以下に示す高度の教職実践力を習得し、専門職業人としての資質能力が養われたと判定されること

① 教育実践に関する経験知・実践知とともに幅広い専門的知識や技能を活用して多様な教育課題に対応できる教育実践力

② 実践の省察をふまえ、あるべき教員像に向けて自主的・継続的に学び続けることのできる教員としての自己教育力

③ 自己の教育実践だけでなく、教職員と協働して、学校組織における教育活動を活性化させる教職協働力

(2) 本学の教育課程において、教育課題の解決に関する理論的探究と実践研究を行い、最終成果報告書にまとめ、審査に合格していること」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院課程における成績評価の評語は、学則第 49 条に「授業科目の試験の成績は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。」と定め、学則第 77 条で、この定めを大学院に準用することを定めている。

成績評価の基準は、学校教育研究科履修規程第 11 条第 2 項に、「学則 49 条に規定する成績評価の基準は、S (100 点から 90 点まで)、A (89 点から 80 点まで)、B (79 点から 70 点まで)、C (69 点から 60 点まで)、D (59 点以下) とする。」と定めている。

また、履修の手引に「成績評価及び試験」の項を設け、成績と学修目標達成度の対応関係を、

「S：基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている

A：基本的な目標を十分に達成している

B：基本的な目標を達成している

C：基本的な目標を最低限度達成している

D：基本的な目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない」

と明示している。

これらの成績評価基準は、履修の手引に掲載し、新入生オリエンテーションにおいて学生に周知を図るとともに、ウェブサイトに掲載して学生に周知を図っている。

成績評価は、各授業の担当教員が、試験、レポート、授業への出席状況、授業態度等を総合して、成績評価基準に基づいて行っている。授業科目ごとの評価方法は、シラバスの「成績評価方法」の項に、その詳細を明示して学生に周知を図っている。

単位認定は、授業担当教員が行った成績評価結果を基に、合格者には所定の単位を認定している。

これらのことから、大学院課程において成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

## 5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

試験における不正行為の発生を防止するため、学生が試験に際し順守すべき事項を、履修の手引に明示し、学生への周知を図っている。

成績は、学部と同様、教務システム上で入力し、学生がウェブサイト上で、リアルタイムに閲覧できるようにしている。

教務システムには、授業科目ごとの得点分布がグラフで示され、学生は、自らの成績を、得点分布上で確認できるようにしている。

学生が、成績評価に異議がある場合には、授業担当教員に直接申立て、申立てを受けた教員が、これに速やかに対応しているという実態はあるが、訪問調査時には学内制度としては確立していなかった。その後、平成25年度内に、成績評価の異議申立てに関する申合せが制定され、学内制度として整備されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

## 5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士論文の評価基準は、専攻・コースの特徴を踏まえ、学位授与方針に従って論文審査委員会ごとに設定し、その内容は、「学位論文及び試験結果報告書」の「審査及び試験結果要旨」に反映しているが、訪問調査時には、修士課程としての統一した修士論文評価基準は制定しておらず、従って学生にも周知できていなかった。その後、平成25年度内に、学校教育研究科（修士課程）学位論文審査基準が制定されており、ウェブサイトに掲載され、平成26年度以降の履修の手引に掲載されることが決定している。

審査体制及び修了認定については、学位規程第8～13条及び学位授与の手続きに関する細則第2～6条に、その詳細を定め、次のように実施している。

学位論文を受理した研究科長は、学位論文の審査を教授会に付託し、付託を受けた教授会は、学位論文ごとに、大学院を担当する3人以上の教員からなる論文審査委員会（主査1人、副査2人以上）を編成する。論文審査委員会は、論文の審査と試験（口述又は筆記）を実施の上、「学位論文審査及び試験結果報告書」を作成して教授会に報告し、この報告に基づき教授会が学位授与の可否を判定し、学長が修了を認定している。

学則73条第2項の「相当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる」との定めに基づき、教科・領域教育専攻の芸術系コース（音楽・美術）では実技又は作品をもって、国際教育コース（国際教育協力専門家養成分野）では「演習課題報告書」をもって、学位論文審査に代わる審査を行っている。

専門職学位課程では、学位授与方針のもと、学則73条第3項に「修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の48単位（2年間の学修成果に関する最終試験を含む。）以上を修得することとする。」と定められている。

「所定の48単位」については、学校教育研究科履修規程第4条に、コースごとに「修了に必要な単位数」を科目区分別に定めるとともに、同規程第5条に、授業科目一覧を定め、履修方法の詳細をコースごとに定めている。

これらの修了認定基準は、履修の手引に掲載するとともに、ウェブサイトにも掲載して、学生に周知を

図っている。

専門職学位課程の修了認定については、学位規程第 14～23 条及び学位授与の手續に関する細則第 7～9 条に、その詳細を定め、次のように実施している。

修了認定にあたり、学生は学修成果の総括的評価を受けるため、「最終成果報告書」を研究科長に提出する。「最終成果報告書」を受理した研究科長は、その審査を教授会に付託し、付託を受けた教授会は、「最終成果報告書」ごとに、教職大学院専任教員 3 人以上の教員からなる学修評価判定委員会を編成する。学修評価判定委員会は、「最終成果報告書」の評価及び当該学生によるプレゼンテーションを実施の上、「学修評価判定結果報告書」を作成し、専門職学位課程に置く高度学校教育実践専攻会議に報告する。同専攻会議は、「学修評価判定結果報告書」に基づき、評価の可否を判定する。この判定結果を基に、教授会が学位（教職修士）授与の可否を判定し、学長が修了を認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 予防教育科学センター、小学校英語教育センター及び教員教育国際協力センターを設置して、学校教育に対する社会的ニーズに応える授業科目を学部及び大学院に提供している。
- 修士課程において、3 年間で修士の学位と幼稚園、小学校、中学校の教員免許状のいずれかが取得できる学校教員養成プログラムを設け、学生のニーズに応じている。プログラム在籍者に対しては、長期履修学生支援センターを設置し、きめ細かい就学支援を行っている。

**基準6 学習成果**

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学部では主免許状取得のための教育実習の受講資格として、教養基礎科目、教育実践コア科目・教職共通科目、専修専門科目の3科目区分で、修得単位数の基準を専修別に設けている。この基準に基づき、第3年次の8月初めにおける単位修得数を基に、学校教育学部教務委員会において資格判定を行い、毎年度の受講者を決定している。過去5年間では、96.6～99.2%の学生が、この判定を経て教育実習の受講資格を得ている。

平成24年度における科目区分別の合格者（単位修得者）の割合は、学部では90～98%、大学院（修士課程）では95～100%、大学院（専門職学位課程）では99～100%となっている。

過去5年間の学部学生の標準修業年限卒業率は90.7～95.7%、標準修業年限×1.5卒業率は95.5～97.4%となっている。大学院（修士課程）学生（長期履修学生は除く。）の標準修業年限修了率は93.8～95.2%、標準修業年限×1.5修了率は93.2～97.3%となっている。大学院（専門職学位課程）学生については、過去4年間の標準修業年限修了率が97.2～100%、過去3年間の標準修業年限×1.5修了率が97.2～100%となっている。

学部では複数の教員免許状取得のための教育課程を編制しており、平成24年度学部の教員免許状一括申請の申請者数は111人、申請延べ件数は396件となっている。大学院での教員免許状一括申請の申請者数は112人、申請延べ件数は217件となっている。

これら単位の修得、卒業及び修了の状況、資格取得の状況からみて、学部及び大学院のいずれにおいても学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、隔年に全学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、学習成果についての質問を設けて、在学中の学習成果の実態を把握している。

平成23年11月に実施した調査では、「目指している学習の成果があがっていると思いますか」との学部学生への質問に対し、11.8%の学生が「十分にあがっていると思う」、66.0%の学生が「ある程度あがっていると思う」、22.3%の学生が「あがっているとは思わない」と回答している。また、「入学前に期待していた成果があがっていると思いますか」との大学院学生への質問に対し、25.9%の学生が「十分にあがっていると思う」、64.7%の学生が「ある程度あがっていると思う」、9.4%の学生が「あがっているとは思わない」と回答している。

当該大学では、卒業・修了を迎える学部学生及び大学院学生を対象に、毎年3月に「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」調査を実施し、卒業・修了段階での学習成果の実態を把握している。

平成24年3月卒業の学部学生に対する調査では、広く豊かな教養、強い責任感、コミュニケーション能力等、10項目からなる「一般的資質」については、77.4～94.3%の学生が、「身に付いた」、「どちらかといえば身に付いた」と回答している。授業方法能力、教材研究開発能力等、5項目からなる教員資質については、71.2～89.7%の学生が、「身に付いた」、「どちらかといえば身に付いた」と回答している。「総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役立つ（活かせる）と思われませんか」という問いに対しては、95.2%の学生が「思う」、「どちらかといえば思う」と回答している。

大学院（修士課程）学生に対する調査では、広く豊かな教養、強い責任感、コミュニケーション能力等、10項目からなる「一般的資質」については、60.4～86.3%の学生が、「身に付いた」、「どちらかといえば身に付いた」と回答している。授業方法能力、教材研究開発能力等、5項目からなる教員資質については、42.7～79.1%の学生が、「身に付いた」、「どちらかといえば身に付いた」と回答している。「総合的に判断して、社会に出て、本学の教育内容が役立つ（活かせる）と思われませんか」という問いに対しては、92.0%の学生が「思う」、「どちらかといえば思う」と回答している。

大学院（専門職学位課程）学生に対する調査では、「2年間の学修を通して、教員としての資質能力の向上につながったか」という問いに対しては、97.9%の学生が「つながった」、「どちらかといえばつながった」と回答している。「大学院の実習等を通して、学校の教育活動や学校運営の改善に資する経験やスキルが習得できたか」という問いに対しては、93.4%の学生が「習得できた」、「どちらかといえば習得できた」と回答している。

これら学生に対する学習の達成度に関する調査の結果からみて、学部及び大学院のいずれにおいても学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間の学部卒業生の就職率は、平成21年3月卒業生：77.9%、平成22年3月卒業生：90.4%、平成23年3月卒業生：86.7%、平成24年3月卒業生：86.4%、平成25年3月卒業生：80.9%（平成25年5月1日現在）となっている。

このうち、教員就職率については、平成21年3月卒業生：65.5%、平成22年3月卒業生：78.3%、平成23年3月卒業生：77.9%、平成24年3月卒業生：80.0%、平成25年3月卒業生：73.6%（平成25年5月1日現在）であった。平成22～24年3月卒業生の教職就職率は、44の国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）中、最も高い実績を残している。

過去5年間の大学院修了者（現職教員を除く。）の就職率は、平成21年3月修了生：84.9%、平成22年3月修了生：87.3%、平成23年3月修了生：87.7%、平成24年3月修了生：83.0%、平成25年3月修了生：82.7%となっている。

このうち、教員就職率については、平成21年3月修了生：52.5%、平成22年3月修了生：53.2%、平成23年3月修了生：57.8%、平成24年3月修了生：50.3%、平成25年3月修了生：57.1%（平成25年5月1日現在）となっている。

学部卒業生に比べて、大学院修了生の教員就職率は低いですが、教育委員会等において教育行政に関わる職種や、学校、病院、社会福祉法人等において臨床心理を实践する職種に数多く就いている。また、連合大学院博士課程等への進学者も多い。

これら学生の卒業及び修了後の進路状況の実績からみて、学部及び大学院のいずれにおいても学習成果



が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学では、平成 23 年 12 月に徳島県内の教育委員会教育長及び公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長を対象に、「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」調査を実施している。

「教育者としての使命感や自覚がある」かどうかという問いに対し、学部卒業生については 97.1%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。また、大学院修了生については、95.5%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。

「教科指導（授業）において実践的力がある」かどうかという問いに対し、学部卒業生については 89.2%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。また、大学院修了生については、89.8%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。

「生徒指導において実践的力がある」かどうかという問いに対し、学部卒業生については 81.5%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。また、大学院修了生については、76.4%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。

「総合的に評価して、教員として満足できる」かどうかについての問いに対し、学部卒業生については 90.7%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。また、大学院修了者については、84.1%の教育長等が「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答している。

これら就職先等の関係者に対する卒業生及び修了生の資質・能力についての調査結果からみて、学部及び大学院のいずれにおいても学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成 22～24 年 3 月学部卒業生の教職就職率が、44 の国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）中、最も高い実績を残している。

**基準7 施設・設備及び学生支援**

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。  
7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 7-1-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は238,207 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は36,184 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究活動のための施設として、講義棟、人文棟、自然棟、芸術棟、健康棟、技術棟の他、地域連携センター及び情報基盤センターを整備している。これらの施設には、講義室(19室)、演習室(33室)、実習室(75室)、実験室(79室)、資料室(31室)の他、教員研究室(158室)、院生研究室(21室)、教員合同研究室(9室)、情報室(7室)、語学室(1室)を整備している。

これらの施設は、学部と大学院で共用しており、講義室及び演習室の平均稼働率は54%であり、ゆとりをもって稼働している。

スポーツ施設として、体育館、弓道場、陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート等を整備している。

当該大学では、大学の基本理念に基づく施設・設備の整備・充実を進めていくため、キャンパスマスタープランと設備マスタープランを策定し、これに基づいて教育研究の活性化に向けた環境整備に取り組んできている。

施設の耐震性の確保については、全ての建物が昭和59年以降に完成しているため、昭和56年に定められた新耐震基準を満たしている。

施設・設備のバリアフリー化を進めるため、キャンパス・バリアフリー計画を策定し、これに基づき必要な整備を進めている。

キャンパスにおける安全及び防犯については、建物内通路等に人感センサー方式のLED照明を設置するとともに、屋外には主幹線、幹線、支線、歩道の4区分の動線に従って、タイマー方式の外灯を効果的・効率的に整備している。また、盗難防止策として、各棟のキーシステムを、ピッキング防止効果の高いキーシステムに順次交換してきている。

学生サービスの向上のための敷地内に点在していた窓口を集約し、あわせて講義の空き時間に利用しやすい多目的スペース、交流スペースを拡充するために、総合学生支援棟を新築し、平成26年4月に開設することとしている。

さらに、学生の要望が高い各棟のトイレ改修を、平成24年度より順次進めてきている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

## 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、情報基盤センターを中心にICT環境を整備している。キャンパス内ネットワークは、情報基盤センターと各建物、教員研究室、講義室及び実験室等を1Gbpsで結ぶとともに、学術情報ネットワーク「SINET4」と1Gbpsで結んでネットワーク環境を整備している。さらに、キャンパス内の主要な場所無線LANのアクセスポイントを設置して、ネットワーク環境の充実を図っている。

教育活動のためのICT環境の整備については、50人が実習可能な端末室やマルチメディア専用の端末室を整備するとともに、各棟に学生が自由に使用できる端末室を設置し、合計157台のパソコンを配置して、情報処理教育や自習室として活用している。

利用者のためのオリエンテーションや講習会を実施するとともに、利用者からの相談に対応するため、窓口対応に加えてメールでの相談にも応じている。附属図書館を除く各端末室の入室には、ICカード(学生証対応)解錠システムを採用している。端末室の利用時間は、7時～22時としており、各端末室の端末は、年間を通じて活発に利用されている。

セキュリティ管理については、「鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程」を制定し、これに基づき、情報基盤センター所長と2人の兼任教員が中心となって、同センターの各種サーバー及びシステムの管理・運用及びセキュリティ管理を行っている。

教職員に対しては、セキュリティポリシーを踏まえた簡便な「国立大学法人鳴門教育大学の保有する個人情報漏えいの未然防止と対応マニュアル」を作成し、個人情報管理体制の円滑な浸透を図るとともに、個人情報保護法研修会(平成24年度受講率:87.6%)や情報セキュリティ講習会を開催している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

## 7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学では、閲覧席180席、視聴覚室1室、研究個室12室、セミナー室3室の他、学習記録閲覧室を備えた総面積3,386㎡の附属図書館を整備している。

平成25年3月31日現在、蔵書326,414冊、所蔵雑誌6,179種類、利用可能電子ジャーナル9,369誌を整備している。

蔵書及び資料の収集は、学生及び教員のニーズに基づき、教育実践関係資料、教科書、児童図書、視聴覚資料、雑誌、電子ジャーナル等を附属図書館運営委員会で選定し、系統的に整備している。

教育実践関係資料として、故大村はま氏寄贈による「大村はま文庫」(約13,000点)を設けるとともに、野地潤家氏寄贈による国語教育学関係資料を中心とする「野地潤家文庫」(25,000冊)を設けている。

附属図書館の開館時間は、平日8時45分～22時、土・日・祝日10時～18時としており、平成24年度の入館者数88,531人、貸出人数11,780人、貸出冊数32,121冊、図書館間相互協力による遠隔文献複写の受付2,893件・依頼1,295件となっている。

このほか、昭和62年に国立大学で初めての児童図書室を整備し、地域の子ども及び保護者への読書サービスを提供している。児童図書室の開室日及び開室時間は、水、土、日曜及び祝日の13時～16時とし、平成24年度の利用実績は、貸出人数1,139人、貸出冊数4,674冊となっている。

児童図書室では、学生ボランティアが中心となって貸出業務の他に、七夕、冬のおたのしみ会などの季節行事や、絵本の読み聞かせなど、子育て支援や地域貢献活動にも取り組んできている。このような活動が評価され、大学図書館では初めての第42回「学校図書館賞奨励賞」(全国学校図書館協議会)を平成24

年度に受賞している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学部学生のために、机19台、ロッカー636人分を備えた学部専修室4室を整備している。大学院学生のために、机345台、ロッカー697人分を備えた、院生研究室21室を整備している。

附属図書館には、研究個室12室とセミナー室3室を整備するとともに、視聴覚室1室を整備し、平日以外の土日、祝日（長期休業期間中を除く。）も利用可能としている。

芸術棟には40室を超えるピアノ練習室を整備し、常時、自主練習のための利用を可能としている。

情報基盤センター及び各棟に情報端末室を整備し、計157の端末を設置して、授業での使用時間帯以外であれば、学生証の所持によって利用可能としている。また、各棟と附属図書館には無線LANを整備し、自主学習に必要なインターネット情報にアクセスできる環境を整えている。

当該大学では、隔年に全学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、自主学習環境についての質問を設けて、利用満足度の実態を把握している。

平成23年11月に実施した調査では、「学内の自主学習環境（附属図書館、情報端末等）についてどう思いますか」との学部学生に対する質問に対して、設備については、46.0%の学生が「十分整備されている」、45.3%の学生が「ある程度整備されている」、8.7%の学生が「不十分である」と回答している。広さについては、38.6%の学生が「十分な広さである」、48.6%の学生が「適当な広さである」、12.9%の学生が「狭い」と回答している。

大学院学生への同じ質問では、設備については、34.5%の学生が「十分整備されている」、44.0%の学生が「ある程度整備されている」、21.5%の学生が「不十分である」と回答している。広さについては、34.8%の学生が「十分な広さである」、42.9%の学生が「適当な広さである」、22.3%の学生が「狭い」と回答している。

当該大学では、卒業・修了を迎える学生を対象に、毎年3月に実施している「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」等で、附属図書館の開館時間についての要望が出されたことを受けて、平成12年度から平成22年度にかけて、4回にわたって附属図書館の開館時間を変更してきている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生（学部及び大学院）を対象に、教育課程、履修手続、学生生活等に関して、それぞれの全体ガイダンスを実施し、これに続いて学部では専修・コース別オリエンテーション、大学院では専攻・コース別オリエンテーションを実施している。

学部では、上記のオリエンテーションに続いて1泊2日の新入生合宿研修を行い、学生支援担当副学長、クラス担当教員、教務課職員による履修指導・履修相談や担当教員とのクラス別交流会を実施している。新入生合宿研修については、アンケート調査を実施し、合宿研修全般について、参加者の96.3%から「良かった」との回答を得ている。

このほか、学部においては、ゼミ・卒業研究指導教員選択のためのガイダンスを、別途、専修・コース別に実施するとともに、大学院においては、指導教員選択のためのガイダンスを、上述の専攻・コース別オリエンテーションで実施している。

「学校教員養成プログラム」に在籍する大学院学生に対しては、長期履修学生支援センターが中心となって、少人数の「ホームルーム」ごとに履修方法、免許取得条件等に関して詳細な指導を行なっている。これらのことから、学部学生及び大学院学生のためのガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学では、隔年に全学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、修学に関する質問を設けて、学習支援に関する学生のニーズを把握している。

学部では、専修・コース・学年別にクラス担任教員を置き、学習相談、助言、支援を行っている。大学院学生及び卒業研究に着手した学部学生については、主に指導教員が学習支援、助言、支援を行っている。授業担当教員のオフィスアワーと電子メールアドレスは、シラバスに記載して、学習相談、助言、支援に対応できるようにしている。

平成23年11月に実施した「学生生活実態調査」では、オフィスアワーを利用したことがある者は、学部学生では14.1%、大学院学生では23.1%となっている。利用したことのある学生のうち、学部では94.5%の学生が、大学院では97.5%の学生が、オフィスアワーは「十分役立っている」又は「ある程度役に立っている」と回答している。

「学校教員養成プログラム」を受講する大学院学生に対しては、長期履修学生支援センターにおいて学習支援を行っている。

大学院設置基準第14条に基づき、昼夜開講制のもとで就学している学生（平成25年5月1日現在：4人）については、電子メール、電子掲示板で研究・指導の連絡が取れる体制をとっている。

外国人留学生（平成25年5月1日現在：49人）の支援については、国際交流チームと留学生担当教員が担当するとともに、各学生に日本人学生によるチューターを付け、きめ細かな学習支援を行っている。また、外国人留学生のために、「日本語補講」、「日本の教育と文化」等を開講している。

障害を持つ学生（平成25年5月1日現在：1人）については、教養基礎科目である「健康・スポーツ科学Ⅰ・Ⅱ」（必修科目）に特別クラスを開設し、障害に応じた授業を実施している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生組織として、学部に学生会、大学院には院生会が組織されている。この2団体は、それぞれ会則を設けており、学生生活支援チームがその支援に当たっている。

学生会の下に、課外活動認定団体と同好会が編成されている。平成25年4月1日現在、課外活動認定団体及び同好会は、合わせて体育系が26団体、文科系が21団体あり、それぞれに顧問教員を置いて指導・助言に当たっている。

学生が自主的な課外活動を運営するため、課外活動団体会議と課外活動連絡会議を設置している。大学では、毎年、サークル・リーダーシップ・セミナーを開催して、各団体の連携を支援している。

各団体は、届出によって学内施設を使用できるようにしており、課外活動認定団体に対しては、毎年度、各団体の希望に基づき、消耗品を含む援助物品を支給して活動を支援している。また、運営資金については、「課外活動認定団体活動援助金配分に係る運用基準」を定め、一律配分とポイント制による傾斜配分を行って各団体の活動を支援している。

このほか、学生表彰制度を設け、課外活動で優秀な成績等を収めた学生や団体を表彰している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該大学では、隔年に全学生を対象に「学生生活実態調査」を実施して、学生の家庭状況、経済状況、住居、通学、課外活動、健康、就職等進路の状況を把握している。また、新入生、在校生、大学院学生と学長の懇談会を、個別に開催して学生のニーズの把握の機会としている。

学生の生活に関する相談窓口として「学生総合相談室」、健康に関する相談窓口として「心身健康センター」を設けている。「学生総合相談室」には、初回面談に応じる学生課担当者のほか、教員5人からなる相談員（アドバイザー）を置いて、週5日、相談に応じる体制を整え、学生の多様な相談に対応している。

「心身健康センター」には、医師と看護師が常駐し、病気や怪我の応急治療、定期健康診断及び健康相談に当たるとともに、相談員9人（教員8人、カウンセラー1人）を置いて、精神保健相談に対応している。

平成23年11月に全学生を対象に実施した「学生生活実態調査」では、「現在整備されている学生総合相談室及び心身健康センターでの学生相談をどう思いますか」との質問に対し、学部では、11.1%の学生が「利用しやすい」、30.7%の学生が「利用しにくい」、58.1%の学生が「どちらともいえない」と回答している。大学院では、9.7%の学生が「利用しやすい」、25.1%の学生が「利用しにくい」、65.1%の学生が「どちらともいえない」と回答している。

就職支援については、年間を通して50件程度の教採対策ガイダンス、就職ガイダンス、就活対策ガイダンス等を開催して、学生の就職活動を支援するとともに、就職支援室を設置し、学部学生担当の教員就職支援チーフアドバイザー（1人）、大学院学生担当の大学院生就職支援アドバイザー（2人）を置いて各種の就職相談に対応している。

平成23年11月に全学生を対象に実施した「学生生活実態調査」では、「就職支援（就職相談、就職ガイダンス等）についてどう思いますか」との質問に対し、学部では、42.4%の学生が「十分な支援を受けていると思う」、48.5%の学生が「ある程度の支援を受けていると思う」、9.1%の学生が「相応な支援を受けているとは思わない」と回答している。大学院では、19.7%の学生が「十分な支援を受けていると思う」、50.0%の学生が「ある程度の支援を受けていると思う」、30.3%の学生が「相応な支援を受けているとは思わない」と回答している。

ハラスメントに対しては、セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程に基づき、相談員27人（教員：15人、職員4人、附属学校教員8人）を置いて相談に対応している。

留学生（平成25年5月1日現在：49人）への支援は、主に国際交流チームが担当している。日本語、英語及び中国語による「外国人留学生の手引き」を作成するとともに、各留学生に日本人チューターを付け、日常生活を支援している。留学生の生活状況は、留学生と学長との懇談会を開催して把握するとともに、チューターが作成するチューター実施報告書によって把握している。

障害を持つ学生（平成 25 年 5 月 1 日現在：1 人）については、専用駐車場（学生宿舎含む）を確保するとともに、駐車場への車止めや通路への雨よけを設置して対応している。また、学生宿舎のスロープ設置等、キャンパスのバリアフリー化を図るとともに、講義棟をはじめ、全棟にエレベーターを設置して対応している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学金、授業料、寄宿料を免除する制度を設けて、学生の経済面の援助を行っている。

平成 24 年度入学者の入学金については、免除申請者 23 人（学部：0 人、大学院：23 人）に対し、半額免除者 16 人（学部：0 人、大学院：16 人）で、申請者の 69.6%が入学金を半額免除されている。

授業料については、学生への経済的支援強化策として、平成 23 年度から免除枠を設けず、全額免除又は半額免除の選考基準を充たす全ての学生に対して免除を実施している。平成 24 年度の授業料については、免除申請者 307 人に対し、免除者 283 人（全額免除者 173 人、半額免除 110 人）で、申請者の 92.2%が授業料を免除されている。

このほか、東日本大震災の影響により授業料の納付が困難になった学生 1 人に対し、平成 23 年度の授業料を全額免除としている。

寄宿料免除については、学生又は学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が困難であると認められる場合に、全額免除できる制度としている。

奨学金については、日本学生支援機構奨学生推薦選考基準等を定め、申請者の学力及び家計の評価に基づいて、日本学生支援機構に受給者を推薦している。平成 24 年度の第一種受給者は 57 人（学部：13 人、大学院：44 人）、第二種受給者は 42 人（学部：8 人、大学院：34 人）となっている。

このほか、民間の奨学金についての情報を提供し、申請者がいる場合には、その都度対応している。

私費外国人留学生のための奨学金については、民間団体の奨学金に加え、教職員によって「鳴門教育大学国際交流基金（NUE International Foundation）」を設立し、鳴門教育大学私費外国人留学生奨学金の制度を運用している。

その他、アパート・下宿、アルバイト等は、学生生活支援チームが窓口となって紹介している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 学生サービスの向上のための敷地内に点在していた窓口を集約し、あわせて講義の空き時間に利用しやすい多目的スペース、交流スペースを拡充するために、総合学生支援棟を新築し、平成 26 年 4 月に開設することとしている。
- 児童図書室を設け、学生ボランティアが中心となって季節行事や、絵本の読み聞かせなど、子育て支援や地域貢献活動に取り組み、活動が評価されて第 42 回「学校図書館賞奨励賞」（全国学校図書館協議会）を平成 24 年度に受賞している。

**基準 8 教育の内部質保証システム**

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育・研究評価部会が、各専攻、コース、教員個人の自己評価、業績報告を基礎として現状を分析、評価している。分析と評価に当たっては、教務課が管理・保管する学生の成績及び在籍状況等のデータ、各教員が保管する試験答案及びレポート等、附属図書館が製本の上管理、蓄積する修士論文及びウェブページ上の学位論文要旨データベースの状況、また、学生による授業評価及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）推進事業の成果等について関連する委員会が行う教育・研究評価部会に対する報告を基礎としている。

教育・研究評価部会による分析と評価の結果は、総務委員会を通じて学長に報告するとともに、教育・研究評価結果報告書に取りまとめ全学に周知し、学外にも公表している。学長は、その報告を基に必要な改善を指示し、各担当部署、コースは、教育・研究評価結果報告書の検討を含めて、学部・大学院それぞれの教務委員会の下に設置された授業評価専門部会等を中心に必要な改善を実施している。

このような質保証・向上の活動を通じて、教員養成コア・カリキュラムの概念と方法を全国の教員養成大学に先んじて創出した。また、平成 26 年からのシラバスの記載項目の追加、再編が実現している。さらに、学生による授業評価の実施方法、内容、結果公開の方法について改善がみられるとともに、FD活動への学生の参加、学外者への参加やFD事業の開催時期等によって改善している。

教育・研究評価部会において教育の質の保証及びその改善・向上のための活動が行なわれていると考えられるが、訪問調査時において、同部会を設置する規程は、同部会を全学の個人業績評価及び自己点検・評価の実施組織として位置付けており、教育の質に係る機能は明示されていなかった。また、評価結果は周知、公表されるものの、各専攻、コースが自ら教育の質を保証し、その改善・向上を図るためにその評価結果を恒常的に活用する体制は明確ではなかった。その後、平成 25 年度内に、評価規則をはじめとする関連規則の整備が行われている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証し、その改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

授業の質の改善・向上については、学校教育学部教務委員会の下に「学生による授業評価専門部会」、学校教育研究科教務委員会の下に「大学院生による授業評価専門部会」を組織し、毎学期、「学生による授



業評価」を実施し、学生の意見を聴取している。アンケート結果は、集計・分析の上、授業担当教員にフィードバックするとともに、授業改善の具体策とともに「学生による授業評価実施報告書」にまとめ、学内外に公表して学生にもフィードバックしている。

アンケートの結果から、授業における学生の自主性や思考の喚起、教科専門科目における実践力形成に課題が指摘されたことを受け、平成23・24年度のFD事業において、特別公開授業、授業研究会、ワークショップにおいて統一テーマ「よい教師を育てる授業とは」を掲げ、研修と議論を行っている。この取組の結果は、各年度の「ファカルティ・ディベロップメント推進事業実施報告書」にまとめ、学内外に公表している。

隔年に、全学生を対象とした「学生生活実態調査」を実施し、「学習の成果」、「教育への満足度」等、学修に関する16の質問を設定して、学生の意見を聴取している。その結果を、「鳴門教育大学学生の生活と意識（学生生活実態調査報告書）」としてまとめ、学内外に公表して教育の質の改善・向上に活かしている。

また、卒業・修了を迎える学部学生及び大学院学生を対象に、毎年3月に「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」調査を実施し、「教育内容の質・量等について」、「教育環境について」、「大学教員について」、「本学で学んだことの成果について」等に関する質問項目を設定して卒業・修了段階での学生の意見を聴取している。その結果を、「集計」、「分析報告」としてまとめ、学内外に公表して教育の質の改善・向上に活かしている。

教員や事務職員からの意見聴取は、主として学校教育学部教務委員会及び学校教育研究科教務委員会の場で、教育課程や授業等を巡って日常的に行っており、教育の質の改善・向上に具体的かつ継続的に活かしている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育活動全般については、経営協議会に置く学外委員の意見を、教育の質の改善・向上に活かしている。

具体的には、平成21年度に「e-ラーニングの導入」の必要性、平成22年度に「地域の特性を教育に活かした取り組み」の必要性が、学外委員より提起された。前者については、情報に関する専門的知識・技能を有する職員1人を新規に採用することで対応し、後者については、学長裁量経費により教育研究プロジェクト「遍路文化を活かした教師力育成」を立ち上げて教育の質の改善・向上に活かしている。

平成18年度に、「教育活動の内容及びその結果の反映状況を検証し、教育の質の向上に結び付けるシステムが機能しているか評価を行う」ことを目的に、教育委員会関係の外部委員3人、学内委員3人からなる「評価委員会教育評価部会」を設置し、平成19年度に第1次教育評価を、平成21年度に第2次教育評価を実施し、教育活動の内容及びその結果の反映状況を検証している。

平成24年度には教育評価と研究評価を統合し、教育に関する外部委員3人、研究に関する外部委員2人、学内委員7人からなる「教育・研究評価部会」を設置し、教育・研究活動の業績及び質の向上の状況、学生による授業評価の状況、FD推進事業の状況について検証している。

平成22～24年度には「徳島県教育委員会・鳴門教育大学教員人材育成連絡協議会」を開催し、教職大学院等を活用した人材育成の在り方、教員養成特別コースの資質向上、徳島県における教員の資質向上等について協議し、鳴門教育大学の教育研究活動に対する教育委員会からの多様な意見を聴取している。

このほか、隔年に、徳島県内の教育委員会教育長、徳島県内公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、

特別支援学校の校園長を対象に「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」を実施し、教育成果等に関する意見を広く聴取している。

授業内容については、学外関係者の意見等が、学部及び大学院の授業内容に反映される仕組みが教育課程に組み込まれている。

例えば、学士課程の実習科目（ふれあい実習、観察実習、主免教育実習、副免教育実習、教員インターンシップ）や教育実践コア科目（初等中等教科教育実践）では、学生が教育現場に赴き、教育関係者から指導・助言を受ける機会を確保している。

修士課程においては、応用実践科目「教育実践フィールド研究」において、学生が教育現場に赴き、授業を協働で開発・実践する機会や実践成果を公表して学外関係者から指導・助言を得る機会を確保している。

これらの指導・助言の内容は、学校教育学部教務委員会・実地教育専門部会や学校教育研究科教務委員会を通じて、教員にもフィードバックしている。

また、学外の教育関係者が実地指導講師として授業を一部担当し、学校現場の状況及び課題やニーズ等を学生に講じる機会を確保している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成 23 年度まで「FD・SD委員会」に置く「FD専門部会」が、FD推進事業を企画・運営していたが、平成 24 年度より「学部・大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置して、全学体制でFD推進事業を実施している。

大学院（専門職学位課程）については、学校教育研究科高度学校教育実践専攻に置く、「教職大学院連携協力校運営チーム」が、実習担当教員及び実習実施担当者に対するFDを実施することとしている。

平成 22～24 年度のFD推進事業では、授業改善に取り組む意識を高め、具体的な授業事例を基にして、教員の授業改善を図ることを目的に、1 週間にわたり教員相互が授業参観する「公開授業週間」を実施している。

また、他教員の優れた授業実践を参観し、当該授業に係る授業研究会を通して教育実践力を養うことを目的に、2 週間にわたり 16 の特別公開授業を参観する「特別公開授業」を実施している。平成 24 年度には、98 人（対象となる教員の 78.4%）が参加して実施された。

さらに、この「特別公開授業」と連動して、教員養成におけるFDの特性と意義に関する認識を深めること等を目的に、「よい教師を育てる授業とは」をテーマに、「特別公開授業に係る授業研究会・FDワークショップ」を実施している。

「特別公開授業に係る授業研究会・FDワークショップ」においては、平成 23 年度は「学生の自主性を育む授業とは」、「学生の思考を促す授業とは」、平成 24 年度は「教科教育と教科専門との関係」、「授業実践力と専門知識・資質との連関性」等、大学が抱える教育上の課題を具体的に設定して研究会・ワークショップを実施している。

このほか、平成 23 年度には、「学習成果と教学マネジメント」をテーマとするFD講演会、「学生の姿から考える授業改善」をテーマとするシンポジウムを開催している。平成 24 年度には、講演会・シンポジウムに代えて、「特別公開授業に係る全体会」を開催している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

学部・大学院における講義・演習・実習等の補助を務めるTA（平成24年度：39人）に対しては、「ティーチング・アシスタントの実施に関する取扱い」の定めに基づき、授業担当教員が、あらかじめ業務内容や教育活動の支援方法についての指導・助言するなど、その資質の向上を図るための取組を実施している。

具体的には、実験を伴う授業科目では、授業開始前に予備実験を一緒に行い、実験方法や学生の指導方法についての指導を行っている。また、体育実技を伴う授業科目のTAについては、運動部活動を長期に継続してきた者を採用するとともに、授業終了時に、教育活動の支援方法について随時アドバイスを行っている。

事務系教育支援者に対しては、大学独自の研修会を開催して資質の向上を図るとともに、学外機関が実施する研修会に参加して資質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

**基準9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成24年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産13,994,444千円、流動資産1,265,367千円であり、資産合計15,259,812千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債1,810,409千円、流動負債1,035,933千円であり、負債合計2,846,343千円である。これらの負債は、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成20年度からの5年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、外部資金については寄附金収入は安定的である一方、受託事業については漸減しているものの、直近3期間は経常利益を計上している。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て学長が決定し、文部科学大臣に申請し認可を受けている。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成24年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用4,142,928千円、経常収益4,164,437千円、経常利益21,509千円、当期総利益は21,509千円であり、貸借対照表における利益剰余金265,077千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、学内予算編成方針及びコース等予算「大学分」配分方針に基づいて配分している。コース等予算においては、業績主義的傾斜配分経費や公募型の教育研究支援プロジェクト経費などが設けられている。

さらに、学長裁量経費活用方針のもと、教育研究活動の活性化、施設・設備の充実に充てられている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備マスタープランを策定し、これに従って施設・設備の整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監事監査実施基準及び監事監査計画に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直轄組織として独立性を担保された監査室が、内部監査規程に基づき実施している。

また、監事、内部監査室、大学法人及び会計監査人は「四者協議会」等を通して意見交換を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法に基づき、学長、理事（3人）、監事（2人）、計6人の役員を置いている。また、管理運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議を置いている。

事務組織は、法人運営を担う事務組織と大学運営を担う事務組織を置き、法人経営を担う事務組織として、経営企画本部を置いている。経営企画本部は、企画総務課、人事課、財務課、施設課の4課で構成し、部長を置くとともに、平成25年5月1日現在、企画総務課に23人、人事課に9人、財務課に15人、施設

課に10人の常勤職員を配置している。このほか、4課合わせて、2人の再雇用職員、23人のパートタイム職員を配置している。

大学運営を担う組織として、教務課、学生課、入試課、社会連携課の4課を置いて、教務課には18人、学生課には9人、入試課には7人、社会連携課には10人の常勤職員を配置している。このほか、4課合わせて、1人の再雇用職員、25人のパートタイム職員を配置している。

なお、法人運営を担う事務組織と大学運営を担う事務組織の間で情報の共有を図るため、経営企画本部の企画総務課に、全学的な連絡調整機能を持たせて事務情報の一元化を図っている。

学長の職務を助けるため、7人の副学長を置き、それぞれ、教育・研究、学生支援、社会連携、評価・外部資金、入試企画、国際交流、予算・施設に係る業務を担当している。

7人の副学長は、大学運営に係る全学的な課題を審議する総務委員会（委員長：学長）の構成員であり、同委員会の審議に参画している。同委員会で決定した事項については、7人の副学長が情報を共有しながら執行にあたり、事務組織は副学長の指示のもとで業務を処理をしている。

危機管理については、危機管理規則を制定し、危機管理体制及び対処方法を定めている。

研究活動や研究費の管理等については、研究者の行動規範を定め、教員及び学生を対象に研究に携わる者の行動規範を明確にするとともに、研究活動の公正性の確保及び研究費の適正管理等に関する規程を定め、研究活動に関する不正防止のための措置について、新任職員研修会等において周知を図っている。

安全面については、職員の労働災害を防止することを目的とした職員安全衛生管理規程、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安確保を目的とした自家用電気工作物保安規程、遺伝子組換えの生物等の使用等に関する遺伝子組換え生物等使用等規程を定め、職員等の安全保持又は実験等に関する安全保持を図っている。

研究倫理に関しては、臨床研究倫理審査委員会を設置して、人を対象とした臨床研究について、倫理的配慮に基づく審査を行っている。

法令遵守については、コンプライアンス規程を定め、職員を対象に学内研修を実施し、法令遵守の重要性について周知を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学長、副学長、教授で構成していた教授会を、平成24年度から学長、副学長、教授、准教授、講師、助教で構成することに変更し、より広く教員の意見やニーズの把握ができる体制を整えている。また、随時、「全学教職員説明会」を催して、教職員の意見やニーズを把握する機会としている。

「学生による授業評価」、「学生生活実態調査」、「鳴門教育大学の教育等に関するアンケート」によって、学生の意見やニーズを把握するとともに、「学長との懇談会」を開催して、意見やニーズを把握する機会としている。学生の意見やニーズについては、売店の営業時間の延長、野球場等の学内施設の整備等など関係部局と調整の上、管理運営に反映している。

また、学生・教職員を対象に、平成22年度から「学長オフィスアワー」を開設しており、平成24年度までで9回開催し、延べ27人の学生が参加した。

徳島県とは、「徳島県・鳴門教育大学連携協議会」を継続的に開催し、例えば、徳島県教育委員会学校教育課から要請のあった「児童生徒の心のサポート体制づくり推進事業」への協力を、大学院教育の改善に

も役立てている。また、鳴門市とは、「鳴門市・国立大学法人鳴門教育大学協力推進会議」を継続的に開催し、例えば、鳴門市からの学校危機管理や防災教育の充実に係る要望へ対応することによって、大学の防災体制の改善にも資するものとなっている。また、平成25年1月の鳴門市学園都市化構想に関する連携協議会において、鳴門市から要請のあった児童図書室を含む大学施設の市民利用について対応している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監事監査規程及び監事監査実施基準に基づき、監査計画を策定し、定期監査を毎年度1回実施している。また、必要に応じて臨時監査も実施している。

定期監査では、業務の実施状況、諸会議の開催状況、監査計画に掲げる監査重点事項について、書面監査及び実地監査を行い、その結果を「監事監査結果報告書」として、学長に報告している。

会計監査については、監事が会計監査人の報告を受け、これに基づき、財務諸表、予算・決算報告書等の監査を行っている。

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等、主要な学内会議に出席して意見を述べるとともに、業務等の実施状況について、随時、確認作業を実施している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

国立大学協会が開催する課長級研修会、若手職員勉強会、施設担当職員研修会等、各種研修会に参加（平成24年度実績：7人）して、職員の資質の向上に努めている。

国立大学協会中国四国地区が開催する係長級研修会、労働安全衛生協議会、労務担当職員研修会等、各種研修会（平成24年度実績：11人）に参加して、職員の資質の向上に努めている。

人事院等、国の機関が開催する給与実務者研修会、女性職員キャリアアップ研修会、中堅係員研修会等、各種研修会（平成24年度実績：8人）に参加して、職員の資質の向上に努めている。

国の機関等が開催する評価関係の研修会（平成24年度実績：5人）、図書館関係の研修会（平成24年度実績：5人）、学生支援関係の研修会（平成24年度実績：4人）に参加するとともに、大学職員としての広汎な素養の習得を目的とするSPOD（四国地区大学教職員能力開発ネットワーク）の研修会（平成24年度実績：30人）に参加して、職員の資質の向上に努めている。

学内研修としては、新任職員研修会を開催するとともに、タイムマネジメント研修、異文化コミュニケーション研修、個人情報保護法研修会等、教職員及び事務系職員を対象とする各種研修会を開催し、教職員の業務に関する意識改革や資質向上に努めている。

このほか、放送大学を利用した事務職員研修（平成24年度実績：13人）や文部科学省研修生としての研修（平成24年度実績：1人）も実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

当該大学では、法人化以前の平成3年度より大学の総合的な活動状況や業務遂行状況を自己点検・評価することを目的に、毎年、大学の状況及び諸活動の状況を「鳴門教育大学年次報告書」としてまとめ、公表してきている。法人化後は、平成16年4月に評価規則を制定し、評価区分及び評価事項、評価結果の公表等、評価結果の活用等、自己点検評価に関する基本的事項を定めている。

自己点検評価の実施については、平成17年11月に自己点検・評価実施要領を制定し、評価の実施体制、評価事項、評価の方法、評価の検証等について定めている。

実施体制については、大学の活動状況全般については学長が、学校教育研究科高度学校教育実践専攻（専門職学位課程）については、「教職大学院自己点検・評価委員会」が実施することとしている。しかし、大学の活動状況全般に関して実際の自己点検・評価を行っている総務委員会、教育・研究評価部会等の組織、体制に関しては、評価規則においても、自己点検・評価実施要領においても明文化されていなかった。その後、平成25年度内に、評価規則をはじめとする関連規則の整備が行われている。

自己点検評価は、毎年度実施しており、具体的には、次の5つの点検評価を、その柱としている。

- (1) 年度計画に基づく事業の実施に関する自己点検・評価
- (2) 各教育部の自己点検評価、各コース等及び各教員に係る自ら設定した目標・計画に対する自己点検・評価
- (3) 学校教育研究科高度学校教育実践専攻（専門職学位課程）に関する自己点検・評価
- (4) 公的業務に対する理事及び監事による自己点検
- (5) 学長による教育研究活動の業績評価項目に基づく各教員の業績相対評価
- (6) 外部者を含む「教育・研究評価部会」による教育及び研究の状況についての評価

(2)の各コース等及び各教員の自己点検評価の実施に当たっては、学長が毎年10月に「次年度に係る重点目標」を設定し、各コース等及び各教員は、これに対する目標・計画を設定するとともに、「教育・学生生活支援」、「研究」、「大学運営」、「附属学校・社会との連携、国際交流等」、「大学への総合的貢献」の5つ活動分野ごとの目標・計画を設定して、当該年度の活動及び自己点検評価に取り組んでいる。

自己点検評価の結果は、「自己評価結果報告書」及び「教育・研究評価結果報告書」にまとめ、ウェブサイトに掲載して、学内外に公表している。

学校教育研究科高度学校教育実践専攻（専門職学位課程）については、平成23年度教職大学院の認証評価制度に則り自己点検評価を実施し、同年度に認証評価を受審している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

外部者による評価として、毎年度、国立大学法人評価委員会による法人評価を受けるとともに、平成19年度には大学評価・学位授与機構による認証評価を、平成23年度には学校教育研究科高度学校教育実践専攻（専門職学位課程）が、教員養成評価機構による教職大学院認証評価を受審している。

さらに、大学独自の取組として、平成18年度に、「教育活動の内容及びその結果の反映状況を検証し、教育の質の向上に結び付けるシステムが機能しているか評価を行う」ことを目的に、教育委員会関係の外部委員3人、学内委員3人からなる「評価委員会教育評価部会」を設置し、平成19年度に第1次教育評価を、平成21年度に第2次教育評価を実施し、教育活動の内容及びその結果の反映状況を検証している。



平成 24 年度には教育評価と研究評価を統合し、教育に関する外部委員 3 人、研究に関する外部委員 2 人、学内委員 7 人からなる「教育・研究評価部会」を設置し、教育・研究活動の業績及び質の向上の状況、学生による授業評価の状況、FD 推進事業の状況について検証している。

これら外部者による評価の結果は、いずれもウェブサイトに掲載して、学内外に公表している。  
これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

当該大学が定める評価規則第 5 条では、「学長は、自己評価及び外部評価の結果を業務の適正化並びに効率化に活用するとともに、評価結果を検証し必要な改善措置を講じなければならない。」としている。また、自己点検・評価実施要領において、外部者を含めた教育・研究評価について、「学長は、教育・研究評価部会の評価結果に基づき、関係委員会に優れた取組み及び改善を要する事項に対して所要の措置を講ずるよう指示する。」と定めるとともに、「各種委員会委員長は、評価結果に基づく学長からの指示により、所要の措置を講ずる。」と定めている。

平成 24 年度教育・研究評価部会の評価結果を基にして、学部教務委員会で審議の上、シラバスを改編し、科目の到達目標と関連する授業の中で学生が取り組む作業課題を記載する欄を設けることなどが決定されている。また、第 1 期中期目標期間終了時における国立大学法人評価で指摘のあった職員宿舎及び学生宿舎の入居率に関する課題については、学生宿舎については改修整備を実施して平成 22 年度から平成 24 年度の平均入居率を、平成 21 年度単年度の 81% から 90% まで改善し、職員宿舎については、入居条件を見直すことによって平成 25 年度には大学院学生のうち現職教員である者 4 人が入居することになっている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 各コース等及び各教員の自己点検評価の実施に当たって、学長が毎年 10 月に「次年度に係る重点目標」を設定し、各コース等及び各教員は、これに対する目標・計画を設定するとともに、「教育・学生生活支援」、「研究」、「大学運営」、「附属学校・社会との連携、国際交流等」、「大学への総合的貢献」の 5 つ活動分野ごとの目標・計画を設定して、当該年度の活動及び自己点検評価に取り組んでいる。

**基準 10 教育情報等の公表**

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の「創設の趣旨・目的」を、鳴門教育大学概要に掲載し、全国の国立大学法人、徳島県教育委員会、鳴門市教育委員会をはじめ、大学や教育機関合わせて約 490 カ所に配布して周知に努めるとともに、ウェブサイトに掲載して、学生、教職員、一般学外者にも周知を図っている。

教育の理念・目標をまとめた「鳴門教育大学の目標と今日的課題」を、学部及び大学院の履修の手引に掲載するとともに、学部の履修の手引には「学部の目標」を、大学院の履修の手引には「大学院の目標」を掲載して、学生、教職員に周知を図るとともに、ウェブサイトにも掲載して学外にも周知を図っている。

学部の専修ごとの目的や、大学院の専攻・コースごとの目的は、それぞれの履修の手引に掲載され学生、教職員に周知されるとともに、ウェブサイトにも掲載され学外にも周知されている。

大学の理念・目標は、新入生オリエンテーションや新任職員研修会においても説明され、学生、教職員に周知されている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

学部、大学院（修士課程及び専門職学位課程）の入学者受入方針は、学部及び大学院の学生募集要項に掲載するとともに、ウェブサイトにも掲載して、高校生、保護者、高等学校関係者、その他広く学校関係者等に周知を図っている。

学部、大学院（修士課程）、大学院（専門職学位課程）の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、新入生オリエンテーションにおいて、入学者に周知されるとともに、ウェブサイトに掲載して、学生、教職員の他、一般の学外者にも周知に努めている。

平成 24 年度に、これら 3 つの方針を掲載した「鳴門教育大学見える化手帳」を作成し、学生及び教職員に配付して、大学構成員に周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の定めに基づき、ウェブサイトに「教育情報の公表」のページを設け、教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員組織に関する情報、入学者の受入に関する情報等、必要な事項を公表している。

教員の教育研究活動等については、「教員情報データベース」を整備し、ウェブサイト担当授業科目や研究業績等を公表している。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条で公開を義務付けられている財務諸表等については、ウェブサイト「財務に関する情報」のページを設け、毎年度の財務諸表、決算報告書、事業報告書を公表している。

自己点検・評価については、ウェブサイト「自己点検・評価」のページを設け、毎年度の「自己評価結果報告書」を公表するとともに、別途「認証評価」のページを設け、平成 19 年度に受審した認証評価、平成 23 年に受審した教職大学院認証評価の結果を公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。



## < 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 鳴門教育大学

(2) 所在地 徳島県鳴門市

(3) 学部等の構成

○学部：学校教育学部

○大学院：学校教育研究科

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）（構成大学として参加）

○附置研究所：なし

○関連施設：附属図書館、教職キャリア支援センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、予防教育科学センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、心身健康センター、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校

(4) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 455 人，大学院 622 人

教員数：151 人

### 2 特徴

本学は、人間性豊かで実践的指導力のある優れた教員を養成するため、主に現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育及び中学校の教員養成を目的とする学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として、昭和 56 年 10 月 1 日に開学した「新構想」の教員養成大学である。

本学では、開学以来、設立の理念・目的にそって大学運営がなされてきたが、平成 16 年度の法人化以降、学長のリーダーシップのもと、主要な 4 つの方針を立て、改革に重点的に取り組んできている。

第 1 の方針は、教育の質保証をより確かなものにするために、カリキュラムの検証と改善を不断に行うことである。これに対しては、学生に修得を求める「教員としての資質能力」をディプロマ・ポリシーとして具体的に定め、それを達成するために、学士課程及び修士課程を通して教員養成コア・カリキュラムを策定し導入している。学士課程のカリキュラムは、教育実践力を育成する目的から、コア領域に「教育実践学」を置き、それと教養基礎科目、教職共通科目、教科専門科目との構造化を図っている。修士課程のカリキュラムでは、コア科目と

して、①現代の教育課題に 대응する教育実践を構想し、展開するための知識と観点の形成をはかる「広領域コア科目」と、②学校現場と連携し教育課題に対し実践を通して解決の道筋を示していく「教育実践フィールド研究」の 2 領域から成る応用実践科目を設定し、それと教職共通科目、専門科目、課題研究とを結びつけ構造化している。また、平成 20 年 4 月に設置された専門職学位課程においては、学校や地域で問題解決力や指導力を発揮できる教員と、実践的対応力に優れた新人教員を養成するため、学校現場や教育委員会のニーズを踏まえ、キャリアに応じて学校教育の諸課題について総合的・横断的に学べるようにカリキュラムを編成している。

第 2 の方針は、学校現場の課題に応じた先端的教育実践研究を推進することである。これに対しては、予防教育科学センターと附属小・中学校及び鳴門市・徳島市の小・中学校が連携して、不応適や不健康の問題への対応など予防教育に関する実践的研究を進め、その成果を踏まえた教育実践を展開している。また、小学校英語教育センターでは、出張型研修、集合型研修及びシンポジウムを開催し、小学校外国語活動の支援を行っている。

第 3 の方針は、学生のニーズにそった体系的かつきめ細かな就職指導を推進することである。これに対しては、PDCA サイクルによる計画的・体系的な就職支援事業を実施した結果、学部卒業生の教員就職率が、平成 22 年 3 月卒業生 78.3%、平成 23 年 77.9%、平成 24 年 80.0%となり、「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）」44 大学中第 1 位を 3 年連続で獲得することができた。

第 4 の方針は、社会のニーズを踏まえた学生の学修支援と教育環境を整備することである。これに対しては、まず、本学独自の経済的支援の拡大策を打ち出している。具体的には、平成 20 年度から、大学院修学休業制度による現職教員に対して授業料免除を実施するとともに、平成 23 年度から、従来の授業料免除における免除枠を廃止し、基準を満たした者全員に対して基準相当の免除を行っている。また、環境負荷を低減した学修環境を構築するため、明確な環境方針・目標に従った行動計画を学生・教員・事務職員等が一体となって実施した結果、「エコアクション 21」の認証・登録を、平成 23 年度に鳴門サイトで、平成 24 年度に徳島サイトで受けることができた。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、昭和 46 年 6 月「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（中央教育審議会）の答申及び昭和 49 年 5 月「教員のための新しい大学・大学院構想」（新構想の教員養成大学等に関する調査会）の報告を基に設立された新しい教員養成大学である。本学の目的は、学則第 1 条において、「本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

学部（以下「学部」という。）の目的は、学則第 29 条において「学校教育学部（以下「学部」という。）は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。」と定めている。

大学院の目的は、学則第 57 条において「本学大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培い、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。」と定めている。

### 1 大学の基本的な目標

鳴門教育大学は、「教育は国の基である」という理念のもとに、教員養成大学として時代の要請に応えるべく、高度な教職の専門性と教育実践力、かつ豊かな人間愛を備えた高度専門職業人としての教員の養成を最大の目標とする。

併せて、学校教育に関する先端的実践研究を推進し、我が国の教員養成における先導的な役割を果たすため、以下の目標を掲げ、重点的に取り組む。

#### 〔教育〕

○カリキュラム・ポリシーに基づいて「教員養成コア・カリキュラム」をはじめとする教育内容を検証し、更に充実させ、今日的課題に対応しうる「教育実践力」を備えた教員を養成する。

○厳正な成績評価の実施及び教育方法の改善を通して、学位及び教育の質を保証する。

#### 〔研究〕

○学校教育に関する先端的実践研究を推進するとともに、新規分野である「予防教育科学」の拠点を形成し、その成果を広く学校現場や社会へ還元する。

#### 〔社会貢献・国際貢献〕

○小学校英語教育センターにおいて蓄積している事業実績や教育研究の成果を小学校における「外国語活動」に活かし、今後も引き続き積極的かつ計画的に教育支援を行う。

○JICA 等と連携した大学教員の海外派遣、諸外国からの研究者・教員・留学生の受け入れを積極的に促進し、開発途上国への教育支援をなお一層充実させる。

### 2 教育理念・目標

本学の目標は、「21 世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努めるとともに、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深め教育実践力を身につけることによって、専門職としての教員を育成することを目指す



す。」と定めている。

(学部・研究科等ごとの目標)

(1) 【学部】

学部の目標は、「教員として必要な基礎的な資質や能力を養うとともに、広い視野に立って教育活動を行い、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。」と定めている。

〔具体的目標〕

- ① 豊かな教養を身につけ、人間としての成長を図るとともに、個性を伸ばし、得意分野の学識と教職に関する専門的見識をもち、教員として熱意をもって教育できるようにする。
- ② 地域の特色や文化を尊重するとともに、科学技術の進展、国際化の拡大、環境問題等に関心をもち、グローバルな視野に立って教育実践ができるようにする。
- ③ 子どもの問題行動に適切に対処し心の教育を徹底するとともに、一人一人の子どもの個性を大切にし、分かる授業を通して学びがいのある学級や学校をつくることのできるようにする。
- ④ 情報通信技術の活用能力やコミュニケーション能力を実際の教育活動に生かすとともに、物作りの技術、サバイバルなど人間として生きる力を身につけるようにする。

(2) 【大学院】

大学院の目標は、「教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力を涵養する。」と定めている。

〔具体的目標〕

- ① 教育実践の経験の中から得た教育課題に基づき、自ら探究しようとする専門性を自覚し、最近の研究成果を取り入れながら理論化を図るようにする。あわせて、問題解決のための方法を習得して学校教育の改善や創造に貢献できるようにする。
- ② 学校教育の基本は子どもの個性を尊重し、その「よさ」を伸ばさせ価値ある人間として育成することにあるが、現代社会の物質主義的傾向や人間関係の希薄化等様々な要因により、子どもが心的疎外を被る場合が多くなっている。こうした教育病理といわれる現象を解明し、克服するための“臨床の知”を深め、教育問題に取り組むことができるようにする。
- ③ 学校教育において現代の諸課題を取り上げる場合、単一科学の理論や方法をもっては解決できないことが多い。むしろ、知を再構築し新たな“総合の知”をもってその解明と解決に当たる必要が生じている。このことから、研究に当たっては他領域との関連に留意し広い視野から総合的にアプローチできるようにする。
- ④ 教育に関する研究は教育現象を客観的に解明することにとどまることなく、教育課題の解決に導いたり、子どもの人格形成を支援したりするための理論と方法を確立することが求められている。このことから、教育理論と実践の一体化を図る必要がある。例えば、各教科のコースでは教科の専門的内容の研究と教科教育が並存しているが、むしろこれらの関係を一層密接にするとともに、教育実践を通して子どもが学習していく過程を明らかにし、検証することができるようにする。すなわち、教科内容の研究、教材の選択、学習指導計画の立案、授業による子どもの変容と学習内容の習得という一連の事象の有機的関連と展開を対象とした教育実践研究を行い授業に関する高度な実践論を構想できるようにする。